

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

明治三十二年一月

# 兵卒教授書

全

姫路 近藤喜保藏版

# 始





特66 特29  
14日 340

兵卒教授書目次

第一編

第一章

總論

各勳隊軍旗御授與年月日

第二章

軍人精神及德義

勅諭讀法講義

第三章

武官ノ班次及階級

第四章

上位ニ對スル尊稱

第五章

歩兵隊ノ編成

第六章

士官ノ官姓名

第七章

兵種

第八章

軍隊諸部識別

第九章

都督師團旅團聯隊番號及其位置

第二篇

第一章

陸軍敬禮式ノ摘要

第二章

起居ノ心得



一〇七五  
五六  
五九  
六一  
六二  
六四  
六六  
六九  
七三  
八三



|      |          |    |
|------|----------|----|
| 第三章  | 物品ノ裝置    | 八七 |
| 第四章  | 服裝規則     | 八九 |
| 第五章  | 服裝及武裝注意  | 九〇 |
| 第六章  | 非常警報     | 九三 |
| 第七章  | 武器裝具ノ名稱  | 九四 |
| 第八章  | 銃ノ分解及結合  | 九五 |
| 第九章  | 銃ノ保存     | 〇二 |
| 第十章  | 單發銃分解順序  | 〇六 |
| 第十一章 | 檢査       | 一〇 |
| 第十二章 | 使役       | 一一 |
| 第十三章 | 外出ノ定則    | 一二 |
| 第十四章 | 休曠規則     | 一三 |
| 第十五章 | 褒賞       | 一四 |
| 第十六章 | 勳章ノ種類及起因 | 一五 |
| 第十七章 | 疾病       | 一八 |
| 第十八章 | 陸軍刑法摘要   | 一九 |
|      | 懲罰令摘要    | 二一 |

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 第十九章 | 衛兵勤務            | 二三 |
| 第三篇  |                 |    |
| 第一章  | 地物利用            | 二七 |
| 第二章  | 方位學             | 三〇 |
| 第三章  | 地形ノ識別           | 三二 |
| 第四章  | 前哨              | 三六 |
|      | 前哨ノ圖            | 三八 |
| 第五章  | 行軍              | 五一 |
|      | 行軍隊形ノ圖          | 五〇 |
| 第六章  | 行軍前及行軍中ノ注意行軍警戒法 | 五一 |
| 第七章  | 徵候、記号、暗号        | 五七 |
| 第八章  | 宿營              | 六〇 |
| 第九章  | 射擊ノ學摘要          | 六二 |
| 第十章  | 距離測量            | 六八 |
| 第十一章 | 定語              | 七二 |
| 第十二章 | 步兵工作摘要          | 七四 |
|      | 堡壘ノ斷面及ビ名稱ノ圖     | 七五 |



第十三章

傳令使ノ心得

一七九

附 錄

第一 欸

野外要務令摘要

一八一

第二 欸

赤十字社條約解釋

一八七

第三 欸

歩兵操典摘要

二〇一

第四 欸

歩兵工作ノ摘要

二一〇

雜 則

二一一

創傷手當法

二一三

兵卒教授書目次了

兵卒教授書

第一篇

第一章

總 論

大日本帝國

大日本帝國トハ我々が生活シテ居ル處ノ獨立不羈ノ立派ナル土地ニテ日本人民ガ一同ニ力ヲ協セテ組織シ大昔ヨリ天皇統一系ノ下ガ支配シ下サル處ノ此ノ神聖ナル御國ヲ申シマス

日 本 人 民

右ノ日本國ヲ組立テ共ニ之ヲ保護スル所ノ倭魂ヲ持テナルモノハ皆日本人民テアリマス

兵 役

我人民ハ一同ニ此日本國ヲ保護シテ行カナイ者ハナイシカシ其中テ直接



ニ之ヲ保護モノハ吾々兵役者テアリマスソレ故ニ我國ノ人ハ皆兵役ニ服  
サナケレバナラヌコトハ猶租税ヲ出ス義務アルト同シコト決シテ法律ノ爲  
メニ仕方ナシニ服スル者テハナイ國民タルモノ、義務トシテ服子ハナラ  
ヌ當前ノ義務テアリマス然レモ重罪刑ニ處セラレタルモノヤ不具癡疾者  
ハ兵役ニ服スル權利ハアリマセン

兵役ニ四種アリ常備兵役(現役豫備)後備兵役

兵役ニ四種アリ常備兵役(現役豫備)後備兵役、補充兵役(第一第二)國民  
兵役(第一第二)ト云フ

問 常備及後備兵役ノ年限ハ

答 常備兵役ハ現役三年豫備役四ケ年四ケ月後備役ハ五ケ年ナリ

問 補充兵役ハ

答 第一補充兵役ハ七年四ケ月ニシテ教育ノ爲メ初年ニ百五十日以内召

集セラレ第二補充兵役ハ一年四ケ月ナリ

問 國民兵役ハ

答 第一國民ハ後備役及第一補充兵役ヲ終リタルモノ四十歳ニ至ル迄之  
ニ服シ第二國民兵役ハ他ノ兵役ニ服セザル全國ノ男子、満十七歳ヨリ  
四十歳ニ至ル迄之ニ服ス

軍人

兵役者スナハチ吾々ノ様ナ刑罰等ノ耻辱ヲ受ケタルコト無ク國民タルモノ  
、權利ヲ有テ居リシカモ國家ヲ護ルニ堪ル強壯ノ体格ナルモノヲ軍人ト  
云フ誠ニ名譽ナル義務ニ服スル者テアリマス

軍隊

我日本軍人ノ結團ニシテ外ヨリ來ル敵ヲ打チハラヒ國家ヲ保護シ  
皇威ヲ發揚シ内國ノ秩序ト安寧ヲ維持スルニ足ル爲メ萬人ガ一人ノ心ト  
同シト云フ様ナ一致シタル強キ結團ヲ云フ



軍 旗

聯隊旗ノコニテ只一片ノ絹布ト一竿ノ棒ト思フベカラズ我等聯隊ノ名譽ト我日本ノ威光ト表ハス大切ナル標章ナリ故ニ吾々ハ軍旗ニ向テハ最モ叮嚀ナル敬禮ヲ爲シ如何ナル場所テモ如何ナル危難ノ場合テモ之ヲ認ムレバ安心立命ノ目標トナシ其身ヲ處置セテバナラヌ

問 軍旗ヲ守護スルノ決心如何

答 軍旗ハ聯隊ノ精神ト同シモノナレバ若シ之ヲ敵ニ取ラレタルトキ

ハ聯隊ガ死シタト同シテアリマス故ニ其耻辱ハ千年経テモ決シテ消エマセン又如何ナル手功ヲ立テ、モ之ヲ償フイガ出来ヌモノテアリマスソレユヘ吾々ハ如何ナ艱難ニ遇フモ身格ガ粉トナルモ一心ニ之ヲ護ラテバナラヌ

各聯隊軍旗御授與年月日

- 近衛歩兵第一聯隊ハ 明治七年一月廿三日授與
- 同 歩兵第二聯隊ハ 全 上
- 同 歩兵第三聯隊ハ 明治十八年十月廿七日授與
- 同 歩兵第四聯隊ハ 明治二十年五月廿四日授與
- 師團歩兵第一聯隊ハ 明治七年十二月十九日授與
- 同 歩兵第二聯隊ハ 全 上
- 同 歩兵第三聯隊ハ 全 上
- 同 歩兵第四聯隊ハ 明治八年九月九日授與
- 同 歩兵第五聯隊ハ 明治十一年十二月廿九日授與
- 同 歩兵第六聯隊ハ 明治七年十二月十九日授與
- 同 歩兵第七聯隊ハ 明治八年九月九日授與



同 歩兵第八聯隊ハ 明治七年十二月十八日授與  
 同 歩兵第九聯隊ハ 全 上  
 同 歩兵第十聯隊ハ 明治七年十二月十八日授與  
 同 歩兵第十一聯隊ハ 明治八年九月九日授與  
 同 歩兵第十二聯隊ハ 全 上  
 同 歩兵第十三聯隊ハ 明治八年九月九日授與  
 同 歩兵第十四聯隊ハ 全 上  
 同 歩兵第十五聯隊ハ 明治十八年七月廿一日授與  
 同 歩兵第十六聯隊ハ 明治十七年八月十五日授與  
 同 歩兵第十七聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與  
 同 歩兵第十八聯隊ハ 明治十七年八月十五日授與  
 同 歩兵第十九聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與

同 歩兵第二十聯隊ハ 明治十八年七月廿一日授與  
 同 歩兵第二十一聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與  
 同 歩兵第二十二聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與  
 同 歩兵第二十三聯隊ハ 全 上  
 同 歩兵第二十四聯隊ハ 全 上  
 同 歩兵第二十九聯隊以下ハ明治卅一年三月二十四日授與

第二章 軍人精神

我軍人ノ精神ハ特有ナル倭魂即チ忠君愛國ノ志操ニシテ勅諭ノ五ヶ條  
 テアリマス

勅諭

勅諭トハ天皇陛下ヨリ我々軍人ニ諭シ玉ハリタル難有思召テアリマス



故ニ軍人タルモノハ必ズ之ヲ暗ニ覺ヘ置カチバナラヌモノデアリマス  
問 勅諭五ヶ條トハ如何

答 軍人ハ忠節ヲ盡スチ本分トスベシ軍人ハ禮義ヲ正シクスベシ軍人ハ  
武勇ヲ尚ブベシ軍人ハ信義ヲ重スベシ軍人ハ質素ヲ旨トスベシ此ノ  
五ツ、デアリマス

問 軍人ハ忠節ヲ盡スチ本分トスベシトハ如何  
答 軍人ト申スモノハ御上ニ忠儀ヲスルヲ、オモナル、ツトメト、セ

子ハナラナイト云フテス  
忠儀ト申スハ子ガ親ニ孝行スルト同シ譯テ  
天皇陛下ノ御恩ヲ報シマスル爲ノ義理デアリマス

問 軍人ハ禮儀ヲ正シクスベシトハ如何  
答 軍人ト申スモノハ敬禮ト行儀ヲ正シクセチハ、ナラナイト、云フテ

アリマス  
禮ト申スハ上ノ者ヲ尊敬トテ義ト申スハ、敬ノ志ヲ外ニアラハス行  
儀デアリマス

問 軍人ハ武勇ヲ尚ブベシトハ如何  
答 軍人ト申スモノハ勇氣ガ大切デアルト云フテアリマス

勇氣ト申スハ犬勢ナ敵兵ヲモ懼レマセズ又僅カナ敵兵ヲモアナドリ  
マセント云フ猛ク勇シイ氣象デアリス  
若盛ノ氣象テ人ト争鬪チシタリ亂暴ナリチスルハ軍人ノイヤシムベ  
キ小勇ト申スモノテコレハ武勇トハ申サレマセヌ

問 軍人ハ信義ヲ重ンズベシトハ如何  
答 軍人ト申スモノハ信ト義理ガ大事デアルト云フテアリマス

信トハ自分ガ言フタリハ間違ヘヌ様ニヤツテ行クヲ義理トハ自分が



務ヲ 働テ行クコトアリマス

問 軍人ハ質素ヲ旨トスベシトハ如何

答 軍人ト申スモノハツマシイジミナコトヲ第一トセテハナラナイト云

フコテアリマス

驕ツタリ華美ナコトスルハ質素テハアリマセヌ

問 五ヶ條ノ御訓ヲ守テ行クニハ何カ大切ナリヤ

答 誠心ト申スノカ大切テアリマス

誠ト申スハイヤケナイ真直ナ正シイ心テアリマス

勅諭

天皇陛下が軍人どもにおさとしなさるみことのみ

我國の軍隊は

わが日本國の、軍隊ハ

世々天皇の

代々天皇陛下の

統率一給

ふ所にぞある

すべ、ひきひ、なさる

昔神武天皇射づのら

ひ

一、神武天皇さま

大伴物部の兵どもを率ひ

大伴や、物部といふは、むかしの兵

を、つかさどるやくば、そのやくば

中國のまじりてはぬ者どもを

わが今の、五畿内あたりの、

討ち平げ給ひ

うち平げ

高御

たのわぬ、わるものどもを

天皇御くらしいよ、

天下をろ一め給ひ

座に即かせられて

をつかさどられ







と、どこの打撃ける昇平に狂れて うちついでいて、よがた 朝廷

の政務も 朝廷のさせ 漸文弱に流れければ だんくみやびな

ありた 兵士となるもれと農 民と、なるものと どのづから二に分き 一せん

つにわ 古に徴兵は 徴兵とは、すべてトんみんなが、となめされて兵と

いづとなく いつのまにか 壯兵の装に變り 壯兵とは、ねがふて、なりた

の、すがた 遂に武士となり 武士とはだいく、兵となることにか

にかわりて 兵馬の權は 兵を、つかさど 一向に其武士どもの

のふなりて 兵馬の權は 兵を、つかさど 一向に其武士どもの

棟梁たう者に歸一 一さへ、その武士どもの、かいら 世の亂と共

に せけんがみだれ 政治の大權も くにを、おさめて、ゆくところ

亦其手に落ち またろの武士どもの、かしらのも 凡七百年の間

あらまし七百 武家の政治とはなりぬ 武士どものへへよ、せいト

年たつあいだ 世の様の移換りて せけんのようにすが 斯なれるは

人力もて挽回すべきまあらんとハ云なから かようよ、な

かへそ、よとはでき 且は我國體よ戻り ひとつには、わがくに 且

ぬとは、いひあが 且は我國體よ戻り ひとつには、わがくに 且



は我朝の御親正背奉り おんさまりにそむきて

淺間一を次娘なりき なげかわまゐまたいでござる 降りて よがだんくんとすゑにくたりて

弘化嘉永の頃より 弘化や嘉永といふねんがうの、こゝから 徳川の幕府 幕府とて武家のせい

いじを、すうやくはのふと いふのへは、徳川家のふと 其政 そのせいじが、ゆき 剥へ そのせいに、すなはち、せいようのくはとの、あうりわいの、おありて

に、なほ 外陣の勢より起りて そのよりの國の、けい 勢より迫りければ べつさでうけるような

世傳より受けぬべき ばあいたせ 朕が 朕とは天皇陛下が、おれがと、ご下 皇祖仁孝 みんの、ことを、あうせざるゝなり

まかりたれば まかりたれば

天皇 あまのみこと 仁孝 にこう 天皇 あまのみこと 仁孝 にこう 天皇 あまのみこと 仁孝 にこう

おれたりなると、明太 あけだ 病 やま 病 やま 病 やま 病 やま

皇祖と申す、おんかたが かたじけないわけで、またか こと こと されたまとは かたじけないわけで、またか

然るに しかるに 朕幼くして あまのみこは、あまの 天津日嗣 あまのひつぎ

受けし初 あまのみこの御位は、あまの 征夷大将 せいゑいだいしょう 征夷大将 せいゑいだいしょう 征夷大将 せいゑいだいしょう

いふ いふ 其勢 そのせい 権を返す けんをへんす 大行 だいぎょう 小行 しょうぎょう 小行 しょうぎょう

其版 そのばん 奉還 ほうげん 年 とし 終す はつまる 年 とし 終す はつまる



海内一統の世となり 日本中が、天皇陛下の、おんてひとつで、すべてをいで、なされるようになりて 古の

制度に復しぬ むかしの、おんきまりごうりに、かへりたり 是文武の これは文のほうもかゝりたものや武

のほうも、かゝりたもの 忠臣 ちゆうぎなる 良弼ありて よいたすけになるものがありて

朕を補翼せむ 今上天皇陛下をおたすけもらえたる 功績なり てがら 歴世祖宗の

だいくのご せんぞさまの 専若生 いちづに人 憐み給ひし御遺澤なり あわれみたまふて、をんのまゝなされた、ごをんといふもの

といへども わがごけらひ 其心よ めいくま 順逆の理 順とはしたかふおと逆とはさからふ

人民どもが 人民ども

こと、その 辨へ がつて 大義の重き かみのために、ぎをつくすがたいせつなることを

知さるる故 しりてをりたればよ そできたわけである さきバ此時よ

於 らこのときをいて 兵制を更め 兵のたてか 我國の光を輝

さんと思ひ わがくにの、ひかりをますく、て 此十五年が程 この りかゝやく、ようにせんと、おもひ 今代様

明治元年より、十五 りくぐん、かいくん 陸海軍の制 の、たてかたをば 年までの、あいたに 夫兵馬の大權 いつたい、へいをつかさどる、ところの

建定めぬ 只今のよりに、さ めたわけである 夫兵馬の大權 いつたい、へいをつかさどる、ところの

けん 天皇陛下が、すべくしりて、お 朕が統ぶる所 いでなされる、とまるなまき 其司々



とまそ これくものや 臣下には任すまは けりいせもにたまか

其大綱を そのをもの 朕親之を批り 天皇陛下は、ことごとく 昔て臣

下に委ぬべきものにあらず けつして、おけりひに、をま 子々孫

々に至るまで さしうんに 篤く傳へ し、いをつたへ 天

子は文武の大權を 天皇陛下は、文 武のけんりを あきら 存し にぎ

わけてなきるも、 かいでなきるも、 再申世以降の如き ふさび、なれざるじたり 失位

なからんことを望むなり くはのすがたと、うしなうよう 朕は汝

等軍人代大元帥なるぞ 天皇陛下は、そちら軍人ど さとバ朕は

汝等を股肱と頼み されば天皇陛下はそちら軍人とも 汝等は

朕と頭首と仰ぎくぞ そらどもは天皇陛下を 其親は特に深か

るべき ろのなかよいこころは、うく 朕も國家を保護す 天皇陛

國をたもちまもり てんの、おんなさ 社稷の恩に

ておいでなされ けに、しさがい 得るも得ざる

の、ごおんに おひくひなき 得るも得ざる

れ、ごおんに みあそちら 其職を盡すと盡さざる

れ、ごおんに ぐんじんが 其職を盡すと盡さざる

れ、ごおんに みあそちら 其職を盡すと盡さざる

れ、ごおんに ぐんじんが 其職を盡すと盡さざる



とに由るぞかし そのしよくふんをつくす 我國は稜威 わがくにの

振はざることあらば ふるわぬようなきこと 汝等能く そちら 朕と よく

其憂を共にせよ 天皇陛下とろのうきひ 我武維揚りて わかくにの

さかんに 其榮を輝さば そのはまれ外國へ 朕汝等と其譽を偕 そのほまれ

にすべし 天皇陛下は、そちどもと、ろのよいひよ 汝等皆其職を守 みなもろしみて

ろちども、めひくくの、 朕と一心になりて 天皇陛下とひとつ

力を國家の保護に盡さば ちからを、くにをまもる 我國は蒼生 わがくにの

は わがくにの 永く太平に福を受け いつまでも、おさまるみ 我 わが

國の威烈は わがくにの 大に世界の光華ともなりぬべし 大

世界の、ひかりと 天皇陛下は、かよ 汝等軍人に望 望

もなるわけである 朕斯く深く 猶訓諭すべし な

むなれば ろちら軍人に、おんのぞ いでや之を左に述べむ は

をしへ、さかせら みなさるゝ、わけなれば さてこれから、をしへ

るゝ、まどがある ひたりふ、のべ さかせらるゝまどを

一軍人は忠節を盡すと本分とすべし 軍人ど、いふものは朝廷

へらふぎをつくすのを



かものつとめと 凡生を我國に稟するもの すべて、いのちを、わが国

せねば、ならん 本國で、うけて、なる者は

誰かハ國に報ゆるの心なかるべき たれか、くよのごちんを、わ

かるまい、だれで 現る軍人たらん者は くらんどかもふこころなが

もろの心はある そのまへ軍人と 此心

の固からては このくに、むくゆるの、物の用に克ち得べし

とも思はれず ものゝようふこと 軍人にして報國の心堅固な

らざる 軍人でありて、國にむくゆるの 如何程技藝に熟し

よくてき このろが、かたくなるときは 精悍人にひとよかる

べし てふと、ふんぎよふ 兵隊任も 賢なるのたれもよ 節謀正

ふとせ さまりかたか 兵節を存せざる軍隊は ちふさの、こゝろ

い事に属みて たどの、をふりまると 兵合の衆は固まるべし

かみすのむれしおるで、よふする、おほせいの、あつ 抑國家を保護し

をりにて、ういす、のふふるで、まどをまらなづかぬ よくけんとは、さきのくまよしてもをな

はとまらり たれがを維持するは どうかたをならべてゆく、くにのけんり

のまどをいふなり、このくにの 兵力にあれば べいのちからて、ふ

兵力の強弱は はいのちからの、あとの 是抑強の成りなるべ



とを辨へ

まれすなはち、くにのうんか、さかんなるとおどろへると、いふわけを、がつてんして

世論に惑はず

よのひとか、とふゆふとも、それにまよわす

政治に拘らず

せいじむきか、さうあるふとも、それにはあゝわらす

只

々一途に

たゞ、ひとすじに

己が自分の忠節を守り

じぶんの、おもものつとめの、ちうせつと

をまもり

義は山嶽よりも重く

かみのために、つくすべきは、やまよりおもくさへせつなるものであり

死は鴻毛よりも軽くと覺悟せよ

かみのために、しぬことはどりのけよりも、かるいものがつてん

せねば 其操を破り

みさはとは、さこまても、こゝろのかわらぬまど、その心をやぶりて

不覺を取

り ゆだんをして 汚名を受くるなかれ

ふいをとり

わるい、ひよふはんをうけてとならぬ

一軍人は禮義を正とくすべし

軍人ど、いふものこ、ぎよう 凡人

人には上元帥より

軍人には、かまて、い

下一卒に至るまで

は、いちよんのへい

其間に官職の階級ありて

そのあいだに、うれ

そつに、いたるまで

て、だんくの 統属するのみならず

ひさまどはれ、ついで

同列

同級として

をあたれつ、をなして

停年に新舊あれば

ねんげんに、あ

い、ふるきひと

新任の者は

あたらしを、まん

舊任の者に

お、あるゆへに

にんせられ 服従すべきものぞ

ふくして、したかふ

下級のもの



は、さうのした **上官の命**を承ること 上の人の、い、つじつ **實ハ直に**

しつのだよ **朕が命**を 天皇陛下の **承る義**なりと心得よ うけたま

おなじわけである **已が隷属する所**にあらずとも じぶんがつい

心るゑれば、ならぬ **上級の者は勿論** は、いふまでもなく **停年の已より舊**

きもの **に對して**、 ねんげんの、トぶんより、 **總べて敬禮と盡**

すへー すべて、けいれい **又上級の者は** また、さうの **下級の**

**者に向ひ** きつものしたのもいさゝか **聊も輕侮驕傲の** 少去でも、あなごりかる

るよ **振舞**あるへからず しかたが、あり **公務の爲に** を、やけの、

ふな **威嚴**を主とする時は **格別**なれども つとめを、な

をもどするときは **其外は務めて懇に取扱ひ** そのはかの、ときな

かくべつなれども **慈愛**と **專一**と **心掛け** を、だいちと、こころあけ

あつかふて **上下一致**して かみのものも、しものものも **王事に勤勞**せよ 朝廷の

はねをかる **若軍人**たるも **れに** も、ひとつこころになりて **禮義**を **紊**り

ようにせよ **上**を **敬**はず 上の人を、た **下**を **惠**まずして 下のもの

ぎようぎを **みだ**たり いせつにせず



を、かけ 一つこころになりて、な 一致の和諧 かよくする、ところを 失ひたらんにも

うしのふた たゞぐんたいの、きく 雷に軍隊の毒 むし、ばかりではない

国家の爲めにもゆるし難 國のためにも、ゆるさぬ、ところの 罪人なるべし

つみびと  
で、あるぞ

一軍人ハ、武勇と尙ぶへし 軍人たるものは、ゆうきがある 夫武勇は我國

にては 一體ぶゆうと、いうも 古よりいとし むかしから 貴へる

所おれば たいせつお、す 我國の臣民たらんもの わがくにの、ト

たも 武勇 おくへ、ハ、叶ふまじ いうきがなく 況して軍人は る

うへ、ぐ 戦に臨み せんろうの、ば ては、すまぬ 敵に當るの職なれば てきあ

やくめ 片時も武勇を忘れてよかるへきか すましの、あいだでも

あれば をわすれて、すまぬ さはあれ それは、そうで 武勇には大勇 たいゆう

又小勇ありと さばあれ と、あるけれど

血氣にはやり わかざかりの 粗暴の振舞などせんは てあらひ、

ど、す 武勇とは謂ひ難し いうきとは 軍人たらん者は 軍人と

るのは へわれぬ



るも 常に能く義理を辨へ 能く勝力を

のほ 練り 思慮を殫して 事を謀るへ すべて

とを、さばぬ 小敵たりとも侮らず 大敵たり

とも懼れず 己が武職を盡さむと 己よふ

んを、つ 誠の大勇にはあれ さまば武勇を

くすまそ 尚ぶものは 常々人に接するに、つね

ひとにつき 温和と第一と 諸人の愛敬を得む

あふには

と心掛けよ 由なき勇

を好み 猛威を振ひたらば

果は世の人忌嫌ひて 豺狼などの如く思

ひなん 心すへきまどにこそ

一軍人は信義を重んずへ 凡信義を守る

こと 常の道にはあれど

わけて軍人は信義なくて 一日も隊伍



の中に 一日でもたいたいれ 交りてあらんこと難がるへー 人と、つ

ゆくことしん 信とは己が言と踐行ひ さまど、いふことは、トふんが

はてきぬ 義とは己の分を盡すをいふなぞ ぬふをことを、まぢのへず、おまの

ついで、ゆく されば信義を盡んとおもはぶ さまとは、じふんが

くことをいふ 始より其事の 成り得へきもの得へ

りどを、つくる 審に思考すへー ねんをいれて

うど、ともことば 假初に諾ひて かりに、ひ

なり 臆気なる事を せぬよとを

なき 係を結び 後に至りて 信義を

へとすれば 進退谷りて すすむにもしぐぞ

さ所に苦むとあり 悔ゆとも其詮

やんだとて、いたはせむ 始に能々事の順逆を辨へ はじめによく

かたは、なくある 理非を考へ さいふりか、とふりて 其言を所

詮踐む可らずと知り 其儀ハとして

も守るへからずと悟なバ 其のざりはとてまるもことがで 速



に正ただごとそよけれはやく、やめた、は古いにしへより或あるハ小節せうせつの信義しんぎ

を並ならべてんとてむかしからあるひはちい大綱たいかうの順逆じゆんぎやくを誤あやりおも

みちを、或あるは公道こうどうの理非りひに踏迷ふみまひてあるひのを、やけのみちのよしわるしにふみまよひて

あやまり私情しじやうの信義しんぎを守まもりわたくしことのあたふ英雄いゆう豪傑ごうけつどもし

いすぐれた禍わざはひに遭あひ身みを滅めしさいなんあわいの屍しかばねの上うへの汚名おごなを

しひとをちががしがひのうへの、さこのちのみ後世こうせいまで遺つせること其例そのたとひ勘かんからぬもの

なき、ひようばんをのちの上までのました、た深く警けいめてやはあるへたふかく、さめしは、このまあることで

ば、あらぬわ  
けである

一軍人いぐんじんは質素しつそを旨めいとせへ軍人たるものはつましいこと凡質おんしつ

素すを旨めいとせざればすべてつましいおとを、た文弱ぶんじやくに流ながれさよわ

軽薄けいぱくに趨かりはぢしら驕奢きやうしゃ華美かみの風かぜを好このみおどりて、そてな

遂つひには貪汚こんぶに陥おりどうくしまいにい、きたな志こころざしも無下むげに

賤しせんくなりこゝろさまも、おれよりしたと節操せつそうも武勇ぶゆうも其甲斐そのかひ

なくあいくらいに、いやしくなり世よの人に爪つめはじたせらるよきをまないが、ありても、ゆう



と迄に至りぬへー せけんの人に、さらはれて、つま 其身生涯の

るのみ、い 不幸なりといふも中々愚なり 不幸なりといふも中々愚なり ふしあはせとは、ゆふ

つしよすの 此風一たび軍人之間に起りては 此風一たび軍人之間に起りては 此風が一度軍人の 彼

ける 傳染病の如く蔓延 傳染病の如く蔓延 彼うつる病の 士風も 軍人さる、 兵氣も

ある 軍人さる、 傾よ衰へぬべきこと明なり どうに、をころへて、をる

き一よりも 朕深く之を懼 朕深く之を懼 天皇陛下はふかく之れを 襲に これより 免黜

條例を施行 免黜條例とは、わるいよとをな一さるものは、やくめを 免黜條例とは、わるいよとをな一さるものは、やくめを とりわけ或はさけられることに、ついで、規則なり此

規則を、おんさ 畧此事を誠め置きけれど 畧此事を誠め置きけれど あらま一、さうゆふわ

ため、なされて 猶も其の悪習の出入ことを憂ひて 猶も其の悪習の出入ことを憂ひて なをも

らぬと、いさかして 心安あらねば 心安あらねば かんまゝるが、おち

は、をいたけれども 故よ又之を訓ふるぞか 故よ又之を訓ふるぞか かくべつに、またまのよとを、おんおんを

いふことを、をんきづかいなされて 等閑な思ひぞ 等閑な思ひぞ うちす

故よ又之を訓ふるぞか 等軍人ゆへ此訓誠と 等軍人ゆへ此訓誠と そちら軍人必ら

ひたに、おもふて 右の五ヶ條は 右の五ヶ條は みぎに、かゝげて 軍人たらん者 軍人と、な 暫も

は、ならぬぞよ 右の五ヶ條は 右の五ヶ條は ある、五ヶ條と



忽にすべからず 一はしの、あいたも、こゝ さて之を行はんにば

さて、これを、おまの 一の誠心あり、大切なり ひどつもの、まよとのまゝ

抑此五ヶ條は我軍人の精神にして ちもく、まの五ヶ條とわれ く、軍人ともたましいで

一の誠心は又五ヶ條の精神なり ひどつもの、まよとのまゝ、 また五ヶ條で、たましいで

心誠なり あゝるが、まこと 如何なる嘉言も善行も

せんよよいまとは 皆うはべの裝飾にて 何れ用よかは立つへ

もよいれこないも みならは、つらの、かざりあて、 なんのようあ 心たよ誠あらば るに

さへ、まよ 何事も成るものぞか なんの、ことでも、 充て

どがあれ や此五ヶ條は 天地の公道 天地の間すなはち、せかいの

人倫の常經なり ひとたるもの、あたりま 行ひ易く守り易く

なふにも、やすし、また 汝等軍人能く そちら軍 朕も訓を遵ひて

天皇陛下の、おんを 此道を守り行ひ この五ヶ條のみちを 國に報

ゆるの務を盡さば 國のおんに、むくゆるの 日本國の蒼生

て之を悦びなん 日本國中の、人民の、み 朕一人の憐のみなら



んや

天皇陛下かひとりの、たんによるまび、ばかりで、あるふか、決して  
天皇陛下かひとりの、ふんよるこび、はよりではござらぬ

明治十五年一月四日

御名

讀法

軍人タルモノ、ウチニ、ヨソデ、コ、ロヘ  
テ、チカチバナヲヌ、陸軍ノ、チキテナリ

兵隊

ハ皇威ヲ發揚シ

兵隊トイウモノハ、天皇陛下  
ノ、ゴイコウチ、サカンニアゲ

國家ヲ保護

スル爲メニ設ケ置カル、モノナレバ

國ヲ守ルタメニ、チカ  
レル、モノデアルカラ 此

兵員ニ加ル者ハ

コノ兵ノカズニ  
イリタルモノハ

堅ク左ノ條件ヲ守リ

カタク  
ヒダリ

ニ、カ、ゲタル、  
カデウチ、マモリ

違背スベカラズ

ソムイテハ、  
ナラヌ

第一條

誠心ヲ本トシ

マコトノ、コ、ロ  
チ、モト、シテ

忠節ヲ盡シ

朝廷へ、チ  
ウギチ、ツ

不信

マコトデ、  
ナイコトヤ

不忠

チウギ  
デナイ

所爲アルベカラザル事



シカタガ、ア  
リテハナラヌ

第二條 長上ニ 自分ヨリ、カ 敬禮ヲ盡シ ケイレイ 等輩ニ  
自分ドモノ 信義ヲ致シ マコト、 ギリヲダテ 粗暴 テアライ コトヤ 倨傲ノ

タカブル 所為アル可ラザル事 フルマイガ、ア  
ヨウナ

第三條 長上ノ命令ハ カミノヒトノ 其事ノ如何ヲ問ハズ  
ソノコトガドウアロウ 直ニニ スグ 之ニ服従シ コレニ、  
トモ、ソレハ、トハズ

抗抵 干犯ノ 所為アルベカラザル事 フルマイガ  
ライ サカ 干犯ノ ソムキ 所為アルベカラザル事 アリテハナ

ラ  
ヌ

第四條 膽勇ヲ尙ビ イウキチ、イチ 軍務ニ勉勵シ 軍隊ノ、  
ホチ 恐怖 ヲクビ 柔懦ノ ナマ 所為アルベカラザル事 ヲトメニ  
オリ フルマイガ、ア

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ ワカザカリノ、キニマカシテ、チ 争  
ツテハ、ナラヌ

闘ヲ好ミ アラソイチ 他人ヲ侮慢シ タニンチ 世人ノ厭忌ヲ  
コノンデ

來ス等ノ ヨノ人がキラウヨ 所為アル可ラザル事 フルマイガ  
ウニ、ナルヨウナ



第六條 道德ヲ修メ

ヨキヲコナイテ、シブ  
ソノ、ミニ、チサメ

質素ヲ主トシ

ツマシキコト  
チモト、シテ

浮華文弱等ニ流ル、ノ

ウワベノ、カザリヤダ  
ヨワキフウニ、ナガル

、ヨ  
所爲アル可ラザル事  
ウナ

フルマイガ、ア  
リテハ、ナラヌ

第七條 名譽ヲ尙トビ

ヨキ、ヒヨウバンチ、ト  
ルコトチ、ダツトビ

廉恥ヲ重ンジ

ハヤチ、シルコト  
チ、ダイジトシテ

賤劣

イヤシキ  
コトヤ

貪汚

ケガラワシ  
キコトノ

所爲アル

ベカラザル事

フルマイガ、ア  
リテハナラヌ

以上掲ル所ノ外

カミニ、カ、ゲテアル  
トコロヨリ、ホカニ

法律規則ニ違犯シ

法律規則トイウオキツキ

罪ヲ國家ニ得ニ至テハ

ツミナクニノヤクシヨ  
即チサイバンシヨカラ

テアリコレニソムキ  
モウシツケラル、

父祖ヲ辱シメ

親ヤ先祖迄

家聲ヲ汚シ

家ノ名前  
チ、ヨイシ

醜ヲ後世ニ遺シ

ワルイヒヨウバンチ、ノ  
チノヨマデ、ノコシテ

獨リ其身現在ノ恥辱

ノミナラズ

ロトリ、ジブンメノマヘ  
ノ、ハチバカリデハナク

况ンヤ重罪ノ如キハ

ソノウ  
ヘ、チ

モイツミニ  
ナリテハ

各人

天賦ノ天カテ、モ  
ライウケタ

公權ヲモ

ヒトナミニ  
カダチ、ナ

ラベテユク、チ、ヤ  
ケノ、ケンリマデ

剝奪セラレ

ハイデ、ト  
リアゲラレ

世ニ立テ

セケンニ  
ダチテ

人ニ接ルモ

ヒトニ、ツ  
キアフニモ

總テ對等ノ權利ヲ

スベテ人ナミ

得ザ



ルニ至ルニ於テヤ ウルコトガ、デキン 名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重シ

ズルノ軍人ニ在テハ ヨウニ、マデナル ヨキヒヨウバンチ、タツトビ、ハチチ 殊ニカ

ニ ベツ 戒慎ヲ加ヘザル可ラズ ダヒマト、ツ、シム、コ、 就中陸軍

刑法ハ ナカニツイテ、陸軍ノツ 軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ イコトナス

ルモ ミチサバキスルオキテハ 懲ス爲ニ コリスス 特ニ設ケラル、者ナルヲ以テ カクベ

ナカレタモノ ソノサバキ 其刑亦 ソノサバキ 頗ル ヨホ 嚴ナル キビシ 軍

人ニシテ之ヲ犯セバ 軍人デ、アツテ、ユレタ 雷ニ本分ヲ誤リ タ、

ノ、ツトメテ 軍隊ノ、チ 軍隊ノ安寧ヲ 害スルノミナラズ ソコ

アヤマリタリ サマリチ トフ、 遂ニ世人ノ信用ヲ損シ ル、エ、ロモ、スクナクナリテ

陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等 陸軍ノ、ヨキヒヨウバン 其責更ニ重シ

ソノツミノセメハ ツチ、 平素自ラ ツチ、 戒飾シ イマシメ、 決シラ

マス、マシ、 違犯スベカズ ツテモ ナラヌモノゾ



軍隊勅諭

朕が親愛ナル帝國陸海軍人ニ告グ

朕兵馬ノ大權ヲ統ヘ明治十五年陸海軍人ノ制略立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ忠節禮儀武勇信義質素貫クニ一誠ヲ以テスベキコトヲ告ゲタリ朕ガ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ朕ガ股肱ト頼メバナリ

爾來治平十有餘年客歲清國ト釁ヲ開クヤ汝等ハ朕ガ一號令ノ下ニ起テ陸暑ニ耐ヘ祁寒ヲ冒シ内ハ籌畫警防ヲ努メ外ハ進攻出戦ニ勞シ陸ニ海ニ振古未ダ有ラザルノ偉勳ヲ奏シ能ク交戦ノ目的ヲ達シ帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ

朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リタルヲ欣ビ汝等ガ深ク五箇條ヲ服膺シテ敢テ失墜セズ命ヲ重シ生ヲ輕シ以テ能ク朕ガ股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ嘉ス獨リ鋒鏑ニ斃レ疾病ニ死シ然ラザルモ病瘥トナリタルモノニ至テハ朕深ク其事ヲ烈トシテ其人ヲ悲マザルヲ得ズ

朕今清國ト和ヲ講シ汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ頼ラムトス願フニ軍隊ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシム朕ハ我武維レ揚リテ汝等ト其譽ヲ偕ニスルヲ樂ムト雖モ邦家ノ前程ハ尙遼遠ナリ汝等其レ能ク朕ノ訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ在ルモノト散シテ鄉關ニ歸ルモノトニ論ナク五事ヲ服膺シテ軍人ノ本分ヲ恪守シ一誠以テ他日ノ報效ヲ期セヨ

明治二十八年五月十三日



軍人タルモノ 敕諭ノ御訓ヲ鎮賜ニ銘刻シ嚴重ニ能ク讀法ノ七條ヲ遵奉シ軍紀ヲ守リ上長ニ服從シ同輩相睦親シ態度品行ヲ慎ミ名譽ヲ貴ビ以テ國家保護ノ責任ヲ明カニシ國民ノ尊敬ヲ得ント心懸ケザルベカラザルモノトス

問 軍紀トハ如何

答 軍紀ト申スハ軍隊ノ紀律ト云フヲテヨク命令ヲ守リ規則ニ從ヒ上下ノ區別ヲ立テマスルヲテアリマス夫レユヘ紀律ナキ軍隊ハ烏ガ集ダ

群ト同ジコトデ何ノヤクニモ立チマセヌツマリ軍紀ノアル軍隊ハ萬人アツテモ千人アツテモ一人ノ心ト同ジ様ナモノデアリマス

問 命令トハ如何

答 命令ト申スハ公務ノタメ上ノモノヨリ仰付ラルタモノデアリマシテ決シテコレニ違背クハナランモノデアリマス若シコレニ背キマ

問 服從トハ如何

答 服從トハ如何

スレバ嚴シイ處分ヲサレマス

問 服從トハ如何

答 服從トハ如何

答

上ト下トノ區別ヲ亂サズ下ノモノハ上ノ者ニ順ヒ其言付ヲ守テ行ク

ト申シマス服從ノ道ヲ知ラナイモノハ人間ノ道ヲ知ラナイモノト

同ジコトデアリマス何ナレバ軍隊ニテハ上官ハ皆吾々ノ父ヤ兄ノ様

ナモノデアリマシテ吾々ハ其子ヤ弟デアリマス子ヤ弟が自分ノ父ヤ

兄ニ從テ行クノハ當リ前ノ道デアリマスレバ吾々が上官ニ服從シテ

行クハ軍人ノ當リ前ノ道アル理デアリマス

サレバ上官ニ服從スルニハ外ガワヲ斗リ「ハイ」ト云テハイケマセ

ン内心カテ上官ヲ敬ヒマシテ信服シテ行カテバナリマセヌ

同級ノ者ニモ服從スルカ

同級ノモノニテモ故參ノ者ニハ服從シマス

服從ハ我日本國ノ軍人ノミニ限ルヤ

同盟國ノ軍隊ト合併シマシタレハ外國ノ軍人ニモ服從シマス

下ノモノガ上ノ者ニ向ヒ其命令ノ原因ヤ主意ナドヲ尋テモ宜シイ



答

決シテ其譯ヤ主意ナドヲ尋子テハナリマセヌシカシ若シモ其命令ガ

答問

分テナイハ謹テ之ヲ尋子テモ宜シウアリマス

答問

今受テ命令ト以前ノ命令トガ違タハハ  
罪アリテ罰ヲ受ケ之ヲ不當ダト思フハ  
假令不當ト思フテモ決シテ申分ナドナシマセンテ必ズ之ニ服從シマ

答問

上タル者ノ取扱ガ無理ナリト考フルハ

答問

決シテ爭論ナシマセンデ徐カニ其筋ヲ以テ之ヲ訴マス若シ勤務中

答問

兵卒ノ品行ハ如何  
鎮細ノ行ヒデモ常ニ慎ミマシテ高尚ナ遊事ナシ猥褻ハシキ話ヤ行

答問

人ノ手本トナルノガ兵卒タルモノ、行狀デアリマス

答問

兵卒互ノ情義ハ如何  
聯隊ニ居ル兵卒ハ兄弟同様ニオ互ニ相補ケ親シク睦マシクスルノガ

答問

兵卒互ノ情義ハ其聯隊ニノ止マルベキカ  
兵種ノ如何ニ論ナク一樣ニ親ミ可愛ガテ子バナリマセヌ何ナレバ一

答問

兵卒互ニ交テ行クニハ  
野鄙ノ戯ヤ冗談ヲナシテハナリマセン何ナレバコレハ終ニハ争鬪ノ

種トナル者デアリマスカラ兵卒ハ互ニ尊敬シテ行カ子バナリマセン  
夫レ故假令其國々デ言葉使ヤ習慣ナドガ異テオルトモ決シテ之レヲ  
アザケリ笑ヒナドシテハナリマセン



問答

名譽トハ何カ  
自分ノ良心ヲ満足サセ尙外ノ人ノ尊重ヲ得ヨトスル心持デアリマ

問答

例ヘハ戰爭ニ於テ勳功ヲタテ勳章ヲ賜リタリ平時ニ在テハ勤務ニ精  
ヲ出シテ品行ガ良イ爲メニ褒賞休暇ヲ遣ヒマシタ等ハ名譽デアリ  
マス故ニ名譽ハ軍人精神ヲ確カニシ膽力ヲ強クシ又ハ臆病ナリテ掃  
フモノデアリマス  
名譽ハ何ニ因テ生ズルカ  
誠ノ心デ自分ノ任務ヲ盡シマスレバ名譽ニナリマス

第三章

武官ノ班次及階級

問答

軍人ヲ分テ二トナス其名稱ハ  
一武官 二兵卒  
武官ヲ分テ五班ト爲ス其名稱ハ

問答

將官 上長官(佐官) 士官(尉官) 准士官 下士

問答

少尉以上ノ武官ヲ申シマス

問答

大將 中將 少將

問答

上長官ノ階級ハ

問答

大佐 中佐 少佐

問答

士官ノ階級ハ

問答

大尉 中尉 少尉

問答

下士ノ階級ハ

問答

曹長 一等軍曹 二等軍曹

問答

兵卒ノ階級ハ

問答

上等兵 一等卒 二等卒

問答

相當官トハ



答 軍吏部ト衛生部ト獸醫部ノ諸官ニテ階級ノ徽章武官ト相同シキ者ヲ  
 申シマス假令ハ監督總監、軍醫總監ハ中將、監督監、軍醫監ハ少將ニ  
 同シタ三等軍醫正、藥劑監ハ少佐ニ當ル様ナモノデス

相當官一覽表

|     |      |     |       |     |     |
|-----|------|-----|-------|-----|-----|
| 各兵科 | 監督部  | 軍吏部 | 衛生部   | 獸醫部 | 軍樂部 |
| 大將  |      |     |       |     |     |
| 中將  | 監督總監 |     | 軍醫總監  |     |     |
| 少將  | 監督監  |     | 軍醫監   |     |     |
| 大佐  | 一等監督 |     | 一等軍醫正 |     |     |
| 中佐  | 二等監督 |     | 二等軍醫正 |     |     |
| 少佐  | 三等監督 |     | 三等軍醫正 | 藥劑監 | 獸醫監 |

問 准士官トハ  
 答 砲工兵ノ上等監護二等軍樂長各兵科ノ特務曹長デアリマス

|      |     |      |       |       |      |       |
|------|-----|------|-------|-------|------|-------|
| 大尉   | 監督補 | 一等軍吏 | 一等軍醫  | 一等藥劑官 | 一等獸醫 |       |
| 中尉   |     | 二等軍吏 | 二等軍醫  | 二等藥劑官 | 二等獸醫 |       |
| 少尉   |     | 三等軍吏 | 三等軍醫  | 三等藥劑官 | 三等獸醫 | 一等軍樂長 |
| 准士官  |     |      |       |       |      | 二等軍樂長 |
| 曹長   |     | 一等書記 | 一等看護長 | 一等調劑手 |      | 軍樂次長  |
| 一等軍曹 |     | 二等書記 | 二等看護長 | 二等調劑手 |      | 一等軍樂手 |
| 二等軍曹 |     | 三等書記 | 三等看護長 | 三等調劑手 |      | 二等軍樂手 |

第四章

上位ニ對スル尊稱



問 天皇 皇后ニ對シ奉リテハ如何  
 答 陛下ト申シ奉ツリマス  
 問 皇太子及ビ皇族ニハ  
 答 殿下ト申シマス  
 問 將官ニハ  
 答 閣下ト申シマス例ヘバ  
 問 上長官以下ニハ  
 答 殿ト申シマス例ヘバ  
 問 直接ニ其人ニ向ヒ之ヲ呼ブ  
 答 皇族ニハ只殿下ト申シ將官ニハ何官閣下上長官以下ニハ何官殿ト申シマス例ヘバ中將閣下少佐殿大尉殿  
 問 他人ニ向ヒ上官ノ名ヲ呼ブ  
 答 皇族ニハ某親王殿下(例ヘバ伏見宮殿下)將官ニハ某何官閣下(中將閣下)上長官以下ニハ某何官殿ト云フ(大佐殿 大尉殿)

又場合ニ依リ職名ヲ呼ヒマス例ヘバ師團長閣下又聯隊長殿中隊長殿ト云フコトモアリマス

第五章 歩兵隊ノ編成

問 師團ノ内ニ歩兵隊ハ若干アルヤ  
 答 歩兵ガ二旅團アリマス  
 問 歩兵一旅團ハ  
 答 司令部ト二ツノ聯隊ヨリ出來テナリマス  
 問 歩兵一聯隊ハ  
 答 本部ト三ケ大隊ヨリ成立チマス  
 問 歩兵一大隊ハ  
 答 本部ト四中隊ヨリ成ル例ヘバ第一大隊ハ大隊本部ト第一、二、三、四、中隊ヨリ成ルガ如シ  
 問 夫レ故ニ一聯隊ハ十二ケ中隊ヨリ成立テ居リマス其中隊ノ番號ハ一



ヨリ十二マテトシマス  
 問 歩兵一中隊ハ  
 答 戦時編制ニテハ三小隊ニ分ケ平時ハ若干ノ給養班ニ分ケマス  
 問 小隊ハ  
 答 若干ノ分隊ニ分ケマス  
 問 戦時一中隊ノ兵員ハ  
 答 平時一中隊ノ兵員ハ

第六章 上官ノ官姓名

問 上官トハ如何  
 答 自分ヨリ身分ノ高キモノヲ申シマス例ハ士官下士等皆上官テアリ  
 答 マスソシテ其上官ハ皆吾々ノ爲メニハ親ヤ兄ノ様ナモノテアリマス

問 夫故其上官ノ名ハ勿論其身成ヤ音聲マテモ知テ居ラ子バナリマセヌ  
 答 師團長ノ官姓名ハ如何  
 問 陸軍中將  
 答 閣下テアリマス  
 問 旅團長ノ官姓名ハ  
 答 閣下  
 問 陸軍少將  
 答 殿  
 問 聯隊長ハ  
 答 殿  
 問 歩兵大佐  
 答 殿  
 問 汝ノ大隊長ハ  
 答 殿  
 問 歩兵少佐  
 答 殿  
 問 汝ノ中隊長ハ  
 答 殿  
 問 歩兵大尉  
 答 殿  
 問 汝ノ所管隊號ハ  
 答 殿  
 問 第 師團歩兵第  
 答 旅團第  
 問 第 給養班テアリマス  
 答 聯隊第  
 問 第 大隊第  
 答 中隊

(小隊長以下之ヲ略ス)



第七章 兵 種

問 陸軍ノ兵隊ノ種類

答 九ツアリマシテ歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、屯田兵、警備隊、憲兵

問 軍樂隊テアリマスシカシ砲兵ノ内ニモ野戰砲兵ト要塞砲兵トノ二ツアリマス

答 歩兵トハ 徒歩ニテ銃ト劍トヲ使ヒ戰鬪スルモノテアリマス

問 騎兵トハ 馬ニ乘リテ刀ヤ鎗又ハ銃ヲ以テ戰鬪スルモノテアリマス

答 野戰砲兵トハ 大砲ヲ以テ戰鬪スルモノテアリマスシカシ野戰砲兵ノ内ニモ野砲兵ト山砲兵トノ二ツアリマスガ野砲兵ノ方ハ山砲兵ノ方ヨリ大キナ大砲ヲ用ヒマス

問 要塞砲兵トハ

答 肝要ナ砲臺ヲ守ル砲兵テアリマシテ大キイ大砲ヲ用ヒ戰鬪シマスコレハ横須賀、由良、下ノ關等ニ居ル砲兵テアリマス

問 工兵ハ 保壘ヲ作り橋ヲ架ケ道路ヲ造ルモノテアリマス

答 輜重兵トハ 駄馬ヤ車ニテ彈丸ヤ兵糧トカ戰ニ用ユル器具ヲ運ブモノテアリマス

問 屯田兵トハ 北海道ニ居ツテ常ニハ開墾ヲナシ農業ヲシテ居リ戰ノ時ニハ隊伍ヲ爲スモノテアリマス之レニハ歩兵モ騎兵モ砲兵モ工兵モアリマス

問 憲兵ハ 軍人ノ犯行者ヲ警メ又ハ一般人民ノ犯罪者ヲ取締ルモノテアリマス

答 軍樂隊トハ 音樂ヲ吹奏スルモノテアリマス

問 警備隊トハ



答 歩兵ト砲兵トテアリマシテ島ヲ護ル爲ニ置カレタ兵隊テアリマス

問 例ハ對島警備隊ノ如キモノテス

答 軍吏部トハ 軍隊ノ金錢ノ事ヲ扱フ會計ノ一テアリマス

問 衛生部トハ 軍隊ノ病人ヤ手負人ヲ治療スルモノテアリマス

答 獸醫部ハ 馬ノ療治ヤ衛生ノ事ヲ受持ツモノテアリマス

問 監督部トハ 師團ニアツテ會計經理ヲ取扱フモノテス

答 師團ニアツテ會計經理ヲ取扱フモノテス

第八章 軍隊諸部識別

問 兵種及各部ハ何ニテ見分ケルヤ

答 袴ノ側ニアル章ノ色ヲ見分ケマス

問 其色ハ 騎兵ハ萌黄 砲兵ハ黄 工兵ハ鳶

答 輜重兵ハ藍 憲兵ハ黒 軍隊ハ紺青

問 軍吏部ハ花色藍 衛生部獸醫部ハ深緑 監督部ハ銀茶テアリマス

問 袴地ノ色ハ 騎兵、憲兵、軍樂隊ハ茜 屯田兵ハ藍霜降其他皆紺テアリマス

答 近衛兵ノ區別如何 側章ハ師團兵ノ同ヲケレヒ上衣ノ縁ニハ各兵種ニ應ズル細キ邊ガ

問 アリマス帽子ノ黄色ノ所ガ赤色テアリマス

答 軍醫及ビ藥劑官ハ何ニ由リテ區別スルヤ

問 藥劑官ノ左腕ニ在ル小瓶形ノ章ニテ區別シマス

答 外套ヲ被リタル武官ノ識別

問 腕ノ線ニテ區別シマス

答 將官ノ外套ハ



答 裏緋色ニシテ兩腕ニハ金ノ横線一條ト星章(少將一、中將二、大將

三)トガアリマス

問

上長官ノ外套ハ

答

裏ハ黒色ニシテ兩腕ニ金線及ビ黄色ノ細線各々一條アリマス

問

士官ニハ

答

裏ハ黒ニシテ兩腕ニ黄色ノ細線一條アリマス

問

准士官ニハ

答

士官ト同シ様ニシテ腕ノ線ガ太キ山形テアリマス

問

下士ニハ

答

太キ黄色ノ線ガ一條アリマス

問

士官候補生ノ外套ハ

答

乗属外套ニシテ腕ノ線ハ其時ノ階級ニ依リテ違イマス

問

上等兵ニハ

答

下士ト同シ様ナレ且線ガ稍細クアリマス

第九章

都督、師團、旅團、聯隊番號及其位置

全國ノ陸軍ヲ分テ三都督トス其都督部ノアル處ハ左ノ如シ

東部都督

東京

中部都督

大阪

西部都督

小倉

全國陸軍ヲ分テ近衛師團及十二師團トス其司令部ノ在ル地ハ左ノ如シ

近衛師團

東京

第二師團

仙臺

第四師團

大阪

第六師團

熊本

第八師團

弘前

第十師團

姫路

第十二師團

小倉

第一師團

東京

第三師團

名古屋

第五師團

廣島

第七師團

札幌

第九師團

金澤

第十一師團

丸亀

旅團司令部ノ在ル地ハ左ノ如シ



步兵聯隊ノ在ル地ハ左ノ如シ

|        |     |
|--------|-----|
| 近衛第一旅團 | 東京  |
| 第一旅團   | 東京  |
| 第三旅團   | 仙臺  |
| 第五旅團   | 名古屋 |
| 第七旅團   | 大阪  |
| 第九旅團   | 熊本  |
| 第十一旅團  |     |
| 第十三旅團  |     |
| 第十五旅團  | 新發田 |
| 第十七旅團  | 豊橋  |
| 第十九旅團  | 伏見  |
| 第二十一旅團 | 山口  |
| 第二十三旅團 | 大村  |

|        |     |
|--------|-----|
| 近衛第二旅團 | 東京  |
| 第二旅團   | 東京  |
| 第四旅團   | 弘前  |
| 第六旅團   | 金澤  |
| 第八旅團   | 姫路  |
| 第十旅團   | 小倉  |
| 第十二旅團  |     |
| 第十四旅團  |     |
| 第十六旅團  | 秋田  |
| 第十八旅團  | 敦賀  |
| 第二十旅團  | 福知山 |
| 第二十二旅團 | 丸龜  |
| 第二十四旅團 | 久留米 |

|        |    |
|--------|----|
| 近衛第一聯隊 | 東京 |
| 近衛第三聯隊 | 東京 |
| 第一聯隊   | 東京 |
| 第三聯隊   | 高崎 |
| 第五聯隊   | 弘前 |
| 第七聯隊   | 大津 |
| 第九聯隊   | 廣島 |
| 第十一聯隊  | 熊本 |
| 第十三聯隊  | 松本 |
| 第十五聯隊  | 秋田 |
| 第十七聯隊  | 敦賀 |
| 第十九聯隊  | 濱田 |
| 第二十一聯隊 |    |
| 第二十三聯隊 | 熊本 |

|        |     |
|--------|-----|
| 近衛第二聯隊 | 東京  |
| 近衛第四聯隊 | 佐倉  |
| 第二聯隊   | 東京  |
| 第四聯隊   | 仙臺  |
| 第六聯隊   | 名古屋 |
| 第八聯隊   | 大阪  |
| 第十聯隊   | 姫路  |
| 第十二聯隊  | 丸龜  |
| 第十四聯隊  | 小倉  |
| 第十六聯隊  | 新發田 |
| 第十八聯隊  | 豊橋  |
| 第二十聯隊  | 福知山 |
| 第二十二聯隊 | 松山  |
| 第二十四聯隊 | 福岡  |



第二十五聯隊  
第二十七聯隊  
第二十九聯隊  
第三十一聯隊  
第三十三聯隊  
第三十五聯隊  
第三十七聯隊  
第三十九聯隊  
第四十一聯隊  
第四十三聯隊  
第四十五聯隊  
第四十七聯隊

仙臺 弘前 名古屋 金澤 大坂 姫路 廣島 丸亀 小倉

第二十六聯隊  
第二十八聯隊  
第三十聯隊  
第三十二聯隊  
第三十四聯隊  
第三十六聯隊  
第三十八聯隊  
第四十聯隊  
第四十二聯隊  
第四十四聯隊  
第四十六聯隊  
第四十八聯隊

久留米 大村 高知 山口 鳥取 伏見 鯖江 靜岡 山形 村松

第二篇

第一章

陸軍敬禮式ノ摘要

敬禮ノ主意ハ如何

問

唯上面バカリデナク心ノ中ニアルモノデアリマス故ニ恭敬ノ心ガナケレバ外形ノミニテ眞ノ敬禮デアリマセン

問

敬禮ヲ分ツテ三種トス如何

問

軍人ノ敬禮 軍隊ノ敬禮 衛兵及ヒ歩哨ノ敬禮

問

禮式ハ何ニ向ヒテ行フモノカ

問

人ニ向ツテ行フモノデナク其人ノ官職ニ向ツテスルモノデアリマス

問

階級トハ如何ナルモノカ

問

上下ノ別チナ言ヒマス

問

同級トハ如何ナモノカ

問

同ヲ身分ノモノチ云ヒマス



問 敬禮トハ何ノ爲ニスルカ  
 答 服従ノ心ヲ表スルモノデアリマス  
 問 敬禮ヲスルニハ如何ナル時ニスルカ  
 答 何様ナ時デモ致シマス  
 問 敬禮ハ定制ノ服装ヲナセシ人ニ行フコトナリカ  
 答 軍人單獨ノ敬禮ハ面識ル人ニ向ツテハ着物ノ如何ヲ問ハズ成ル丈之ヲ行ヒマス  
 問 同級ノモノニ向ツテハ  
 答 互ニ敬禮ヲ致シマス  
 問 階級ノ異ナル二名以上ノ上官ニ向ヒテハ  
 答 其内ノ一番高ヒ階級ノ人ニ敬禮ヲ致シマス (例ハハ士官ト下士ガ居敬禮ヲ致シマス)  
 問 軍隊、衛兵、歩哨ハ夜間デモ又之ヲ行フカ  
 答 否 晝ノ間ノミデアリマス

問 敬禮ハ我陸軍々人ノミニ限ルカ  
 答 海軍々人ヤ外國ノ軍人ニモ致シマス  
 問 其敬禮ノ仕方ハ  
 答 我陸軍々人軍隊ト同シ敬禮ヲ致シマス  
 問 見習士官及准士官ニハ如何ナル敬禮スルカ  
 答 士官ト同シ敬禮ヲ致シマス  
 問 士官候補生ニハ  
 答 其時ノ階級ニ應ジ敬禮ヲシマス  
 問 上等兵ニハ  
 答 下士ト同シ様ニ致シマス  
 問 室内室外ノ別ナハ  
 答 兵舎事務室面會所ハ室内ニシテ廊下炊事場ハ室外デアリマス  
 問 軍人室内ニ入ル時ハ  
 答 戸外デ先ヅ帽ヲ脱ギ (若シ銃ヲ持テ居ル時ハ脱ギマセン) 又外套ヲ



着テ居ル時ハ之ヲ脱ギ(若シ劔ヲ帶ブルルハ其ノマ、)テ這入マス

問 室内ノ敬禮ハ如何ニスルカ  
答 敬禮スベキ人ニ向ヒテ姿勢ヲ正シ其人ノ目ニ自分ノ目ヲ注ケ腰カラ

上ヲ少シ前ニ傾ゲマス若シ帽ヲ手ニ持ツルニハ右手ニテ其前庇ヲ摘  
ミ右股ニ帽ノ内側ヲ當テ敬禮ヲ致シマス

問 上官ノ室ニ入ルルハ如何ニスルカ  
答 上官ヲ離ル、一五六歩ノ所ニテ敬禮ヲ致シマス (若シ五六人モ居ラ

高ヒ階級ノ人ニ行ヒ  
次ニ一同ニ致シマス) (ル、其内一番

問 這入マシタト同様に敬禮ヲシテ飯リマス  
答 室内ニ於テ上官ヨリ命令トカ諭告トカ承ルカ或ハ陳述ヲナスルハ

先ツ敬禮ヲ行フ後適宜ニ前へ出テ之ヲ聞キ取り又ハ申上ケ歸ルルハ  
ハ故トノ處ニ戻リテ敬禮ヲ致シテ飯リマス (但陳述ヲナスニハ簡

問 室外ニテ書付其他ノ物ヲ上官ヨリ受ケ取り或ハ差出スルハ  
答 室内ニ於テ上官ヨリ命令トカ諭告トカ承ルカ或ハ陳述ヲナスルハ

答 上官ヲ離ル、一五六歩ノ所ニテ敬禮ヲ行ヒ手ノ届ク處マデ出デ右手  
ニテ之ヲ受ケ又ハ之ヲ差出シマス

問 右ノ場合ニテ銃ヲ持ツルハ  
答 室内ニテモ外ニテモ敬禮ヲシタ後左手ニテ之ヲ差出シ又ハ受取り

マス若シ捧銃ヲシタルハ立銃ニ戻シテカラ之ヲ受ケマス若シ披見ス  
ルヲ要スルルハ銃ハ立テ体ニ托シ右臂ニテ支ヘ右手ヲ副テ披見シマ

ス  
問 返事又ハ受取証ヲ受クベキルハ  
答 故ト敬禮ヲ行ヒシ處ニ戻リテ之ヲ待テ居リマス

問 上官居室ニ來ルルハ  
答 腰掛ヲ離レテ敬禮ヲ行ヒマス

問 上官居室ヲ去ルルハ  
答 又敬禮ヲ行イマス

問 舍内ニテ上級ノ人ト公事ヲ談スルルハ



答 下級ノモノハ腰掛ヲ離レテ立テ話ヲ致シマス  
問 居室ニ上長官以上ノ人來ルルハ  
答 「列ニ一」ノ号令ニテ自分ノ寢臺ノ前ニ正シク立チ「直レ」ノ號令ニテ姿勢ヲ正シマス此時上等兵カ又ハ故參兵ガ居合スモ氣附カザルルハ之ヲ知ラセマス

問 士官居室ニ來ルルハ  
答 「直レ」ノ令ニテ其場ニ立チ姿勢ヲ正シマス  
問 軍人室外ノ敬禮法ハ  
答 軍人室外ノ敬禮法ハ  
問 舉手注目デアリマス其仕方ハ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ゲ指ヲ接テ食 指  
答 中指ヲ帽ノ前底ノ右側ニ當テ掌ヲ少々外面ニ向ケ肘ヲ肩ト一様ニ舉ゲ敬禮スベキ人ノ目ニ目ヲ注ケマス

問 上官ト遠ク離レ居ルルハ  
答 上官ト知レバ遠クトモ敬禮ヲ行ヒマス  
問 軍人上官ニ出遇タルノ敬禮ノシカタ如何  
答 上官ト知レバ遠クトモ敬禮ヲ行ヒマス

答 五六歩前ヨリ姿勢ヲ正シ二三步前ニテ停テ敬禮ヲ行ヒ三步過ギ去テ

問 汝停リ居ルル上官其側ヲ通ルルハ  
答 汝ガ停テオル上官ノ許ニ至ルルハ

問 上官ノ方ニ向ヒテ敬禮ヲ行ヒマス  
答 上官ノ距ル五六歩ノ處デ停リ敬禮ヲ行ヒマス

問 汝軍旗ニ行遇ヒ又其傍ヲ通ルルハ  
答 汝軍旗ニ行遇ヒ又其傍ヲ通ルルハ

問 之ニ對シ停止敬禮ヲ行マス若上覆ヲ掛ケテアルルハ敬禮ヲシマセヌ  
答 上官ノ引率スル軍隊ニ遇フルハ

問 其隊長ニ斗リ敬禮ヲ行ヒ其隊ニハ目ヲ注ケマス  
答 途中ニテ儀仗隊ヲ附ケタル軍人ノ葬式ニ行遇ヒ又ハ其傍ヲ通ルルハ

問 等級ノ如何ヲ問ハズ其概ニ向ヒ敬禮ヲ行ヒマス  
答 軍人車ニ乘リ上官ニ遇フルハ

問 車ニ乘リタル儘姿勢ヲ正シ敬禮ヲ行ヒマス然レモ上官ノ後ヨリ先ニ



行カントスルルハ許テ受ケテカラ通リマス

問 上官ト同行スルルハ  
答 其左側或ハ後ノ方ニ就キマス（但案内者トナルルハ此限リニアリマ

問 急用等ニテ上官ヲ越シテ行カテバナラナイルハ  
答 其次第ヲ申述ベ許テ受ケテカラ越シマス

問 隊列ニアルルハ如何ニシテ敬禮ヲナスカ  
答 上官ノ號令ニ依テ敬禮ヲ行ヒマス

問 隊列ヲ解キ休ミ居ルルハ  
答 各自ニ敬禮ヲ行ヒマス

問 銃ヲ持ツルル敬禮ハ  
答 兩陛下皇族軍旗並ニ士官以上ニハ捧銃シ下士以下ニハ銃ヲ持ツタ儘

問 姿勢ヲ正シマス  
答 物品ヲ携テ右手ヲ擧グル能ハザルルハ

答 軍旗及將校ニハ其儘停ツテ頭ヲ向ケ目ヲ注ケテ敬禮ノ意ヲ表ハシマ

問 ス下士以下ナレバ停リマセン  
答 上官ガ窓カラ外ノ方ヲ見ラル、其前ヲ通ルルハ

問 上官ノ方ニ向ヒテ正シク敬禮ヲシマス  
答 汝ガ窓ヨリ外ヲ見居ルル上官ガ其前ヲ通ラル、其ハ

問 敬禮ヲ致シマス  
答 途步行進間軍旗其他軍旗及尊敬スベキ人ニ出遇ヒタルトキハ

問 隊中皆高聲ニ話ヲセズ軍歌ヲ止メ煙草ヲ口ヨリ去リ整齊ニシテ行進  
答 シマス

問 歩哨敬禮ヲ行フノ法ハ  
答 其定ノ場所ニ立チ（若シ廠舎内ニアルトキハ必ズ出ル）上官ガ大抵六

問 歩前ニ來タトキ敬禮ノ姿勢ヲ取り之ニ目ヲ注ケ六歩過ギ去ルマデ其  
答 姿勢ヲ取ツテ居リマス  
問 複哨ニ在テハ



答 成ル可ク一時ニ敬禮ナスル様ニ氣ヲ附ケマス  
 問 歩哨ノ敬禮ハ晝間ニ限ルカ  
 答 上官タルノガ別リナバ夜デモ敬禮ヲ致シマス  
 問 歩哨軍隊ニ對シテハ  
 答 其隊長ニノミ階級相當ノ敬禮ヲシマス  
 問 歩哨ハ儀仗隊ヲ附シタル軍人ノ柩ニ對シテハ  
 答 其死タル者ノ階級ニ當ル敬禮ヲ致シマス  
 問 歩哨ハ帶動者ニシテ其勳章ニ當ル敬禮ハ官職ニ當ル敬禮ト同シカラ  
 答 ザルトキハ  
 問 其重キ方ニ從テ敬禮ヲ致シマス  
 答 帶動者ノ略綬ヲ掛ケテ居ル者ニ對シテハ  
 問 銃ヲ持タルマ、姿勢ヲ正シ敬禮ヲ致シマス  
 答 歩哨ハ兵卒ヨリ敬禮ヲ受クル所ハ  
 問 銃ヲ持タル儘姿勢ヲ正シ答禮シマス

問 捧銃ハ如何ナル方ニスレカ其區別ハ  
 答 兩陛下、大皇太后陛下、皇太子妃皇太孫皇太孫妃殿下其他ノ皇族並ニ外國ノ皇帝皇后陛下皇族

問 軍旗  
 大勳位及勳一等ヨリ勳六等ニ至ル各種勳章佩用者（寶冠章ヲ除ク）  
 士官以上（准士官、見習士官ハ士官ト同シ敬禮ヲ爲ス）  
 問 勳七等及勳八等ノ各種勳章佩用ノ者ニハ  
 答 執銃ノ儘姿勢ヲ正シマス

第二章 起居ノ心得

問 室内ニハ定則アリテ兵士ノ之ヲ守ルハ猶一軒ノ家ニ家ノ掟アリテ眷族ガ之ヲ守ル様ナモノデス若シ兵卒ガ定則ヲ守ラナイトキハ紀律ガ立タズシテ殆ド眷族ガ家法ヲ守ラナケレバ家が亂レルト同シ理由ニナリマス  
 問 起床號音ニテ兵卒ハ如何スルヤ



答 寢臺ノ前ニ立チ檢査ヲ受ケ病氣ノ者ハ其次第ヲ給養班長ニ申シマス  
 問 其后ハ  
 答 窓ヲ明ケ毛布敷布ヲ振ヒ叮寧ニ疊ミマシテ寢臺ノ上ニ置キ顔ヲ洗ヒ  
 問 ソレカラ武器ヲ手入シ被服ヲ整頓シマス  
 答 當番卒ハ  
 問 毎朝食事ノ后直グニ室内ナ奇麗ニ掃除ス  
 答 室内ニ在ル時ノ注意ハ  
 問 室内ナ不潔ニセズ物品ヲ取リ亂サズ又ハ定ノ外ニ持チ行キマセン  
 答 兵卒ハ自由ニ寢臺ニ就クヲ得ルカ  
 問 起床后カラ日夕點呼迄ハ決シテ寢臺ニ就クヲハナリマセヌ又之ニ腰  
 答 ナ掛ルコトモナリマセヌ  
 問 (特ニ命令アルトキ又ハ事故  
 答 煙草ハ何處ニテモ吸フヲ得ルヤ  
 問 室内ニ於テハ定ノ外ニテ吸フガ出來マセヌ又外デモ火藥庫薪炭庫  
 答 ナドノ如キ火事ノ恐レアル近傍ニテ吸フコトハナリマセヌ

問 吟歌又ハ高聲ニテ談話ヲナスモ妨ゲナキカ  
 答 歌ヲウタフハ嚴禁デアリマス又話モ高聲デシテハナリマセヌ食事  
 問 ノトキハ特ニ行儀ヲヨクシ靜ニセテハナラヌ  
 答 室内ニ於テ汚穢等ノヲ禁ゼラルハ  
 問 痰ヲ吐イタリ窓ヨリ湯茶其他ノ物ヲ投ゲ出シタリ濕物ヲ乾シタリ落  
 答 書スルナドハ一切ナリマセヌ  
 問 室内ニテ物件ヲ汚損一ヲ禁ゼラル其レハ  
 答 猥ニ釘ヲ打着ケタリ窓戸机腰掛ケ暖爐室其外ノ道具ヲ汚シ又ハ傷ヲ  
 問 ツケマダハ窓ノ縁ニテ物ヲ切ル一ガデキマセヌ  
 答 武器又ハ諸物品ハ何處ニテ掃除スルモ妨ゲナキカ  
 問 定メテアル場所ノ外デシテハナリマセヌ  
 答 無用ノ者行クベカラザル場所ハ  
 問 炊事場浴室洗濯所倉庫休養室等ナリ  
 答 大小便ハ所定場外ニ於テナス一ヲ得ルカ



答問答

嚴禁ナリ  
何様物品デモ管内ニ持入ルモ妨ゲナキカ  
許可ナキ物品ハ持入リガデキヌ例ハバツマラヌ小説本ヤ新聞ナドハ  
持テ入ルリガデキヌ

答問

室内ニ入ルルノ注意ハ  
靴ノ泥ヲ靴拭デ丁寧ニ掃除シマシテカラハイリマス

答問

諸物品ヲ破損セシ者ハ如何ニ處置セラル、カ  
自償スルバカリデナク事ニ依リテハ罰セラル、モノデアリマス

答問

衣服ノ清潔法ハ  
服ト襦袢ハ時々洗濯シテ清潔ナシ縫ヒ鈕釦ヲ着ケ何時ニテモ  
用テラル、様ニナシ置キマス又衣袴外套ハ刷毛ニテ塵ヲ拂ヒ置マス

答問

身体ノ清潔法ハ  
顔面手足ヲ洗ヒ爪ヲ剪リ齒ヲ磨キ総テ身体ヲ清潔ニシマス髮ノ毛ハ  
軍人ノ容儀ニカ、ハリマスカヲ短ニ剪ミマス

答問

鬚髯ハ  
成ル可ク之ヲハヤス方良シ是レ一目シテ軍人タルノ威容ヲ見セル  
一ガ出來ルカラデス

答問

同輩間ノ金銭ノ貸借ハ  
嚴禁デス何ナレバ互ノ間ニ疑ガ起リ終ニ中惡クナル種デアリマス

第三章

物品ノ裝置

物品ノ裝置ノ良否ハ只自分ノ身ノ正シイト放肆ナルノトナ外ニ見ル斗リ  
デハナク定則ヲ守ルト否トノ心ヲ表ハスモノナリモ武器被服ヲ取り亂  
シ置クトキハ不意ノ事變ガアツタトキ大變困難ヲシマス  
又被服裝具ノ不潔ナノハ健康ヲ害フ本トナル斗リデナク物ノ永持ガシマ  
セン此物品ノ永持ノシナイノハ軍隊(大キク言ヘバ日本國)ノ不經濟ニナ  
ルデアリマス  
問 被服背囊及携帶器具ハ如何置クカ







略装ハ ○公私ノ別ナク平常着用ス

略装其一トハ ○背囊ニ外套ヲ附ケ絨衣服ヲ着第二種帽ヲ冠リ脚絆ヲ袴ノ上ニス

略装其二 ○背囊(外套ヲ附ケズ)ヲ負ヒ演習服ヲ着脚絆ヲ袴ノ上ニシ第二種帽ヲ用フ

略装其三トハ ○

小倉服ハ ○平常市營内ニ在ルル及練兵等ヲナスルニ用フルモノトス

第五章 服装及武装ノ注意

服装ハ軍人ノ容儀ニ關ハルモノナリ故ニ奇麗ニシテ着ナケレバナラヌモノトス

帽ヲ冠ル注意ハ

右左又ハ前後ニ曲ラヌ様ニシテ前章ハ正シク正面ニ置キマス隊伍ニ居ルルニハ服装ノ如何ヲ論ゼズ願紐ヲ願ニ掛ケマス

下襟ヲ着ケルノ注意

折目ヲ正シク上衣ノ襟ヨリ出ルハ一分ヨリ二分位ニセテバナラヌ

脚絆ヲ着ルノ注意ハ

適宜ニ緊ク之ヲ着ケ脚絆ノ後方ガ鈞リ上リテ踵ガ出ナイ様ニシマス靴ノ穿キ方ハ

必ず紐ヲ締メ踵ハ決シテフミ曲ゲナイ様ニ氣ヲ付ケマス

袴留ニ紐又ハ革紐ヲ用エルルハ

都テ是等ノ物外ニ出ナイ様ニ締メマス

時計ヲ携帶スルノ注意ハ

緒及ビ属具ノ外ニ出ナイ様ニ氣ヲ付ケマス

帶革ヲ締ル注意ハ

其締リ方緩スギズ銃劍ハ後ノ方ニ廻ヌ様ニシ前金ヲ牀ノ正中ニ置キ

胴ノ皺ハ必ず之ヲ兩脇ニ置キマス(但羅紗服ヲ着タトキハ帶革ヲ帶

間ニシメマス)



問 答 問 答 問 答 問 答 問

背囊ヲ負ノ注意ハ  
 其上ノ端ハ肩ト一樣ニ致シテ後ノ方ニ縮革ノ餘ヲ内ノ方へ折返シ又  
 器具ヲ附ケマシタキハ其重ミノタメ偏傾ナイ様負革ニテ斟酌シマス  
 外套ノ附ケ方如何  
 蹄鉄狀ニ着ケ其背囊ノ下端ヨリ食指ノ大サ程短クシマス時トシテ  
 毛布ヲ併セ附ケマス其時ニハ毛布ヲ外ニシテ合セ目ヲ向ケ合セマス  
 背囊ノ鈞金ノ位置ハ  
 躰格ノ大キサデ違マスケレモ左右ノ廣サガ同様ニシテ躰ノ中央ヨリ  
 三寸カ四寸位ニナシテ置キマス  
 背囊ノ鈞革ハ  
 緩スギズ張リスギズシテ丁度眞直ニナルノガ良シ又止メ鈕卸ハ腋下  
 ニ入ルノハイケマセン  
 出 征ニハ背囊ニ如何ナル物品ヲ入ル、ヤ  
 彈藥筒三十發、燕口袋、糲二日分、食鹽一日分、襦袢袴下各一枚、

靴下二足、木綿脚絆、木綿足袋、草鞋一足宛、携帶豫備品一組及罐詰肉  
 八十匁即チ四十匁入二個及ビ軍隊手牒ヲ入レマス

第六章

非常警報

問 答 問 答 問 答 問

營内又ハ營外ニ非常ノ事故アルキハ  
 風紀衛兵所ニテ非常ノ號音ヲ吹キマス  
 非常ノ相圖アルキ兵卒ハ如何スルヤ  
 銃器ヲ持テ班長ノ引率デ舍前ニ整列シ當番卒ハ各々其場所ニ出マス  
 臨時呼集トハ如何ナルモノナリヤ  
 演習ノ爲メカ又ハ兵卒ガ平素用意ヲ怠ラザルヤ否ヤヲ検査スルモノ  
 デアリマス  
 臨時呼集ニハ兵卒ハ如何  
 横隊ニ集レノ喇叭ニテ兵卒ハ軍裝ヲナシ(水筒、飯盒、豫備靴ヲ除ク)  
 舍前ニ整列シマス(絨衣袴ヲ着シ)(夏衣袴ヲ着ス)



問 營内又ハ營ノ近傍ニ火災アルルハ

答 火災呼集ノ號音ヲ吹奏シマス

問 火災呼集ニテ兵卒ハ如何スルヤ

答 銃劍ヲ帶ビ舍前ニ整列シマス

問 總テ呼集ノ號音アルル兵卒ハ如何心得ルヤ

答 極靜カニシテ周章セズ最モ早ク仕度ヲシテ班長ノ命ヲ待チマス

問 前ノ諸號音ニテ扣兵ノ者ハ

答 扣兵ハ規定ノ服裝ヲナシ速ク衛兵所ニ整列シマス

第七章 武器裝具ノ名稱

一 銃ノ名稱

二 銃劍ノ名稱

三 携帶器具ノ名稱

四 背囊屬具ノ名稱

五 彈藥盒及屬具ノ名稱  
右ハ實物ニ就テ教授ス

第八章 銃ノ分解及結合

問 銃ノ分解スル順序ハ

答 第一負革 第二遊底 第三木被 第四上帶 第五彈倉管 第六過筒

第七銃尾螺子 第八用心金 第九下帶 第十銃身 第十一搬筒匙

問 遊底ヲ脱スルニハ

答 駐脚駐螺ハ銃身ヲ上ニシテ銃ヲ水平ニシ槓杆ヲ起シ轉螺器ヲ以テ之

ヲ脱シ駐脚、遊底ハ銃ヲ水平ニシテ銃身ヲ上ニシテ右手ニテ槓杆ヲ

引キ徐ロニ之ヲ脱シマス

問 木被ヲ脱スルニハ

答 銃身ヲ上ニシ右手ヲ以テ木被ノ後端ヲ脱シ後チ前端ニ及ビ之ヲ脱シ



マス

問

上帶ヲ脱スルニハ  
先ヅ駐螺ヲ脱シ銃ヲ立テ銃身ヲ左ニシ左手ニテ照生ノ下ヲ握リ拇指  
ト食指ヲ以テ上帶發條ヲ壓シ右手ヲ以テ之ヲ脱シマス若シ銃口蓋ヲ

問

冠シアルキハ先ヅ之ヲ脱シテ然ル後チ上帶ヲ脱シマス  
彈倉管ヲ脱スルニハ  
銃ヲ立テ先ヅ彈倉發條ヲ蓋栓ト共ニ脱シ然ル后彈倉管ヲ脱出シマス

問

過筒坐鉞ヲ脱スルニハ  
先ヅ駐螺ヲ脱シ銃身上ニシ左手ヲ以テ過筒坐鉞ノ下ニ就テ銃ヲ支  
へ搬筒匙軸ヲ連發ノ位置ニ致シ右手ノ食指或ハ木片等ヲ以テ搬筒匙

問

ヲ壓シ坐鉞ヲ脱シマス  
銃尾螺子、用心金及ビ下帶ヲ脱スルニハ  
螺子ヲ緩メ左手ノ拇指ヲ以テ駐帶發條ヲ壓シ徐カニ之ヲ脱シマス  
但シ前床ノ上端ニ於テ照星及前床ニ傷ケザル如ク注意シマス

問

銃身ヲ脱スルニハ  
銃ヲ左腋下ニ挟ミ銃身ヲ下ニシ左手ニテ照尺ノ下部ヲ支ヘ右手ニテ  
過筒坐鉞室ノ前部ヲ叩キ之ヲ脱シマス

問

搬筒匙ヲ脱スルニハ  
搬筒匙軸ノ轉把ヲ旋回シツ、之ヲ脱シマス

問

第三以下ノ器具ヲ勝手ニ分解スルモ妨ゲナキヤ  
士官ノ許可アルニ非レバ分解スルコトハ出來マセン

問

諸器具ヲ分解スレバ如何シテ置クヤ  
順序正シク併列シ置キマス

問

右ノ各目ニ洩レタル器具ハ如何スルヤ  
決シテ分解セズ其位置ニ就テ掃除シマス

問

結合順序ハ  
分解ト全ク反對ノ順序ニ致シマス

問

過筒坐鉞ヲ結合スルニハ



答 先ヅ坐飯後端ノ小駐梁ヲ尾筒ノ背部搬筒匙室ノ後端ニアル駐梁室ニ嵌メ然ル後ヲ銃身ヲ上ニシ轉螺器ノ尖端ヲ以テ搬筒匙ノ長孔ヨリ過筒匙發條ヲ壓シ左手ニテ坐飯ヲ其位置ニ致シマス

問 遊底ヲ尾筒中ニ納サムルニハ  
答 蹶子、抽筒子、遊頭ヲ集結シ尾筒中ニ納メテ抽筒子及蹶子ヲ其室ニ正對セシメ然ル後ヲ遊底ヲ執リ擊鉄ヲ上ケ左手ヲ以テ銃把ヲ握リ右手ニ槓杆ヲ執リテ尾筒ニ劇突セザル如ク遊底ヲ尾筒中ニ送り遊頭ヲ強壓シテ全ク結合シマス

問 彈倉ヲ脱セズシテ過筒坐飯ヲ分解スルハ  
答 彈倉發條ノ後出スルヲ避ル爲メ右手ノ拇指ヲ以テ柙栓ヲ支ヘツ、搬筒匙ヲ壓シ遊筒坐飯ヲ脱シ然ル後ヲ搬筒匙ヲ上ケ匙鼻ヲ以テ柙栓ヲ支ヘ置キマス

問 遊底ノ分解順序ハ  
一 遊底ノ分解結合

答 第一駐脚駐螺 第二駐脚 第三遊頭 第四擊莖發條駐脚 第五擊鉄

問 第六擊莖及擊莖發條  
答 證器具ハ分解スルニ應シ如何シテ置クヤ

問 分解スルニ應シ順序正シク併テ置キマス  
答 遊底ヲ結合スルニハ

問 結合ハ分解ト全ク反對ノ順序ニ行ヒマス  
答 擊莖發條駐脚ヲ脱スルニハ

問 擊鉄ヲ下シ倒ニ遊頭上ニ置キ擊莖脚輪ノ兩肩ヲ遊頭兩肢ノ窪部ニ支ヘ左手ヲ以テ圓筒ヲ握リ強壓シテ擊莖發條ヲ短縮シ右手ヲ以テ駐脚ヲ旋回シ之ヲ脱シマス

問 遊底ノミヲ分解スルニハ

答 一般ノ分解中第一第二ノ手續ヲ省クノミデアリマス

問 擊莖發條駐脚ヲ結合スルニハ  
答 圓筒、擊莖發條、擊莖、擊鉄ヲ集結シタル後ヲ擊鉄ヲ下シタル位置



ニ致シ油倉ノ蓋把ヲ傾ケザル如ク注意シ脚輪ノ両肩ヲ遊頭ノ両肢ニ支ヘ發條ヲ壓縮シ擊莖ノ螺子部ヲ全ク擊鉄外ニ突出セシメ擊莖發條駐脚ヲ螺着シ擊莖ノ後端ヲシテ駐脚ノ後面ト齊頭ナルニ至ラシメ尙ホ油倉ノ蓋把ハ其適合溝ニ一致スルニ至テ止メマス併シ擊鉄ニ附屬シタル油倉蓋ハ油倉内ニ油ヲ注入スル時ニアラザレバ脱スルコトハ出來マセン

二 過筒坐坂分解結合

問 過筒坐坂ノ分解順序ハ

答 第一過筒坐坂ノ駐栓 第二過筒橫杆 第三過筒發條デアリマス

三 尾筒機關ノ分解結合

問 尾筒機關ノ分解順序ハ

答 第一搬筒匙 第二搬筒匙軸發條 第三逆釣發條駐栓 逆釣發條

第四逆釣駐栓 逆釣 第五引金柱駐栓 引金

問 過筒坐坂以下ノ諸器具ヲ分解スルモ妨ゲナキヤ

問 銃工ニ非ザレバ分解結合スルコトハ出來マセン

答 搬筒匙軸ヲ結合スルコトハ

問 銃身ヲ成ルベク机上ニ置キ照尺ヲ上ニシ左手ヲ以テ尾筒ノ下部ヲ握リ右手ニ搬筒匙軸ヲ執リ先ヅ其轉把ヲ前ニシテ軸頭ヲ軸孔ニ入レ

答 次ニ轉把ヲ四分一下方ニ廻ハシ充分ニ押シ込ミ然ル後四分一後方ニ廻シテ全ク結合シマス

注意問 上帶下帶ヲ分解或ハ結合スル時ハ如何注意スルヤ

答 其摩擦ニ依リ銃身ノ染候及銃床ヲ損セザルコトニ注意スベシ

問 下帶ノ螺子ハ緊螺スルモ妨ナキヤ

答 射擊ニ關係シ及ボスモノナルガ故ニ之ヲ緊螺セザルヲ良トス

問 轉把器其他鉄石等ヲ以テ鉄ノ諸器具ヲ打ツヲ嚴禁スルハ何ノ爲メカ

答 是レ其器具ヲ毀傷シ或ハ不具合ニ至ラシメザルタメナリ

問 螺子ハ都テ全ク螺定スルヲ要ス之ニ螺着スルニハ成ルベク最初ノ二

答 三旋ハ手ニテ旋回スベシ



問 擊莖發條駐脚ヲ着脱スル爲メ發條ヲ壓縮シタル片ハ  
答 徐々ニ之ヲ伸張セシムベシ是レ其俄然伸張スル片ハ不慮ノ損傷ヲ來

問 スコアルヲ以テナリ  
答 照尺ノ前部ニ於テ銃身ニ塗油スルヲ要スル片ハ  
銃ヲ分解セズシテ木被ノミヲ脱スルヲ得然レモ銃身ニ摩擦ヲ生ズル  
ノ害アルヲ以テ屢々之ヲ脱スルヲ禁ズ

第九章 銃ノ保存

問 連發銃ヲ水ヲ以テ洗浄スルモ妨ゲナキヤ  
答 連發銃ハ凡テ水ヲ以テ洗浄スルヲ禁マテアリマス

發射後銃腔ヲ拭淨スルニハ  
遊底ヲ脱シ藥杖ノ一端ニ(洗矢アレバ)乾キタル布片ヲ通シ(フラン  
片ハ布)銃身ヲ下ニシ藥杖ヲ銃口ヨリ送入シ上下數回シテ腔内ニ稍々

問 光輝ヲ發スルニ至レバ布片ヲ去リ更ニ油ニ染ミタル小布片ニ換ヘ上  
答 ノ如クシテ腔内ニ塗油シマス  
銃腔内滓渣多クシテ乾キタル布片ヲ以テ拭ヒ去リ難キ片ハ

問 銃身ノ外部如何シテ掃除スルヤ  
答 染烘シタルガ故ニ決シテ磨粉等ヲ以テ摩擦スベカラズ軟布ニテ拭  
ヒ僅ニ塗油スルマシ尾筒ノ内部ヲ掃除スルモ亦然リ

問 藥室部ノ後端、携筒子室、蹶子溝ハ如何シテ掃除スルヤ  
答 油ニ染ミタル布片或ハ刷毛ニテ掃除スルカ或ハ軟カナル小木片ヲ以

問 テ可寧ニ掃除シタル後僅ニ塗油スルヤ  
答 藥室ハ鏽ヲ防ギ抽筒ヲ容易ニセンガ爲メ如何スルヤ

問 僅カニ塗油スルヲ要ス決シテ多量ノ油ヲ塗ルベカラズ  
答 凡テ鉄具ノ外面ハ悉ク油ニ染ミタル布片ヲ以テ拭フベシ

問 表尺ハ如何ニシテ掃除スルヤ



遊 答 油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其發條ハ油ニ染ミタル布片ニテ拭ヒ樞軸ハ適宜ニ油ヲ注グベシ

遊底 遊底ノ各部ハ如何シテ掃除スルヤ 乾燥セル布片ニテ丁寧ニ拭フベシ其各部ノ室及溝ハ軟ナル小木片ニテ掃除シ螺線發條ハ細キ麻布ヲ螺絲間ニ通シ回シツ、之ヲ拭フベシ

答 問 遊底ヲ掃除シ終レバ 其内部ニ塗油シテ結合シマス 抽筒子頭、遊頭ノ蓋狀部、擊莖頭、方厚部ノ兩端及擊鉄ノ階段ニハ適宜ニ油ヲ注グベシ

連發機關 連發機關ハ凡テ如何シテ掃除スルヤ 外部ヨリ之ヲ拭ヒ適宜ニ塗油スベシ必要ノ時ニ非レバ分解シマセン

銃 銃床ハ如何シテ手入ヲナスヤ 乾キタル布片ヲ以テ拭ヒ而シテ鉄具ノ室ニ錆ヲ殘スルハ僅ニ油ノ染ミタル布片ヲ以テ之ヲ摩擦スベシ又降雨ノ爲メ外部ニ粗造ノ面ヲ生ゼシキモ亦其通りデアリマス(銃床ニハ亞摩仁油ヲ塗抹シ布片ヲ以テ充分ニ摩擦シマス)

銃劍及銃鍊 問 銃ザル鉄具ハ如何スルヤ 答 銃ザル鉄具ト雖モ乾キタル布片ヲ以テ拭フベシ決シテ磨研紙又ハ磨粉等ヲ以テ摩擦シテハナリマセン 染烘セザル鉄具ノ微錆ヲ生ゼシキハ 小許ノ油ヲ錆ノ上ニ注ギ暫ク其浸潤スルヲ待チ然ル後チ布片ヲ以テ之ヲ摩擦シマス 猶錆ヲ除去シ能ザルハ 銃工デナクテハ掃除スルヲハデキマセン

問 銃ザル鉄具ハ如何スルヤ 答 銃ザル鉄具ト雖モ乾キタル布片ヲ以テ拭フベシ決シテ磨研紙又ハ磨粉等ヲ以テ摩擦シテハナリマセン 染烘セザル鉄具ノ微錆ヲ生ゼシキハ 小許ノ油ヲ錆ノ上ニ注ギ暫ク其浸潤スルヲ待チ然ル後チ布片ヲ以テ之ヲ摩擦シマス 猶錆ヲ除去シ能ザルハ 銃工デナクテハ掃除スルヲハデキマセン



問 銃身、劍身、擊莖ヲ掃除スルニハ  
答 之ヲ屈曲ザル爲メ机上ニ安置シテ摩擦シマス

一 單發銃分解ノ順序

問 銃ヲ分解スル順序  
答 第一銃劍 第二負革 第三槩杖 第四遊底駐坐 第五遊底 第六用心金 第七銃尾ノ兩駐螺 第八上帶 第九下帶 第十銃身 第十一坐銃 第十二逆鈎發條及引金

(第十一、第十二ハ士官ノ許可ヲ得ザレバ分解スルヲ得ズ)

問 遊底ヲ分解スル順序  
答 第一抽筒子 第二塞口螺子 第三擊莖 第四擊銃 第五駐脚 第六擊莖發條  
問 結合ノ順序ハ  
答 分解ト反對ニシマス其故ニ分解スルハ順序正シク置キマス  
問 槩杖ノ抜き方

答 靜カニ右轉シテ抜きマス

問 遊底駐坐ヲ脱スルニハ

答 銃ヲ平面上ニ置キ銃身ヲ左方ニシ轉螺器ヲ以テ脱ス

問 遊底ヲ脱スルニハ

答 銃ヲ平面上ニ置キ銃身ヲ上ニシ右手ニテ槓杆ヲ起シ少シク后ニ引キ左手ニテ引金ヲ壓シ右手ニテ遊底ノ后部ヲ握リ其拇指ヲ抽筒子ニ添へ后ニ引キ之ヲ脱ス

問 上帶下帶ヲ脱スルニハ

答 銃ヲ立テ銃身ヲ前方ニシ上帶ノ駐栓ヲ抜き充分螺子ヲ緩メ之ヲ脱ス

問 銃身ヲ脱スルニハ

答 銃把ヲ左腋下ニ挟ミ銃身ヲ下方ニ向ケ左手ニテ照尺ノ下部ヲ支へ右手ニテ坐銃ノ前ヲ叩キ之ヲ脱ス

問 擊莖發條ヲ脱スルニハ

答 遊底ヲ平面上ニ置キ槓杆ヲ上ニ向ケ左手ニテ保持シ轉螺器ノ小尖端



答問

ナ以テ槓杆ノ上部發條ヲ壓シテ之ヲ脱ス時トシテ發條ノ短肢遊底ノ内部ニ支ラル、トアリ然ル時ハ擊莖ヲ圓筒内ニ入レ推シテ之ヲ脱ス

答問

擊莖發條ヲ其室ニ納ムルニハ遊底ヲ平面上ニ置キ槓杆ヲ下ニシ左手ニテ保持シ發條ノ長肢ヲ前方ニシ轉螺器ノ小尖端ヲ以テ之ヲ壓縮シ全ク其室ニ入レ圓筒内部ニ挺出セザルニ至ラシム

答問

擊莖發條ヲ擊莖ニ鉤スルニハ擊鍊ヲ下シ擊莖ヲ旋回シ其方孔ヲ發條ノ長肢ニ正對セシメ然ル后槓頭ヨリ發條ヲ壓シ擊莖ニ鉤セシム

答問

二 射擊セザル演習後ノ掃除 射擊セザル演習後ノ掃除ハ遊底ヲ開キ洗矢ニ乾キタル布片ヲ通シテ二三回銃腔内ヲ拭ヒ更ニ油ヲ塗油シマス

答問

遊底ハ如何シテ掃除スルヤ 分解セズシテ外面ヲ拭ヒ塗油ス若シ雨ニ遇フカ或ハ塵ヲ被リシトハ之ヲ分解シ充分ニ掃除シマス

答問

銃ヲ使用セザル時ハ 使用セザル時ト雖モ毎ニ之ヲ拭淨スルヲ怠ルベカラズ凡テ銃具ハ常ニ油氣ヲ帶ブルヲ要ス故ニ兵卒ハ銃ヲ使用スルニ當リ乾キタル布片ヲ以テ拭フベシ

答問

染烘シタル銃具ノ錆ヲ防グニハ 淡ク鑛油ヲ塗ルヲ良トス

答問

染烘セザル銃具ニ塗油スルニハ 光澤ナキ白色ヲ見ハスタ度トス

答問

日々銃ヲ手入スル時如何ナルニ注意スルヤ 錆ノ發生シアルヤ否ヤ 塵埃泥土ノ附着シアラザルヤ否ヤ 染烘ノ剝ゲザルヤ否ヤ 染烘セザル部分ハ凡テ光澤ナキ白色ヲ呈スルヤ否



ヤ 注油適當ナルヤ否ヤ 各部ノ螺子ハ適當ニ締結シアルヤ否ヤ  
三 銃ノ検査

問 射撃前ニ於ケル銃ノ検査ハ

- 一 遊底及連發機關ノ運動宜シキヤ否ヤ
- 二 銃腔内ニ布片若シクハ外物ノ有無
- 三 藥室ハ滑ニシテ其口部ニ起縁ヲ生ゼザルヤ否ヤ
- 四 抽筒子頭ノ室ハ充分清潔ナルヤ否ヤ
- 五 尾筒及遊底ノ螺狀部ニ油ヲ滴シアルヤ否ヤ

問 射撃後ニ於テノ検査ハ

銃ニ裝填シアラザルカ彈倉内ニ藥筒ノ殘留セザルカヲ検査シマス

第十章 検査

検査ノ種類 ○ 武裝検査 細密検査 整裝検査 清潔検査ノ四ツデアリマス  
武裝検査トハ ○ 隊中ノ武裝ヲ一様ニスルダメ各隊長ガ検査スルモノトス

細密検査トハ ○ 武器被服其外物品ノ細カナル部分マデ其手入ヤ保存ノ良  
否ヲ検査スルモノトス

整裝検査トハ ○ 兵器被服ノ着裝ヲ検査シマスコレハ週番中隊長ガ聯隊長  
ノ命ヲ受ケテ行ヒマス  
清潔検査トハ ○ 舍内ヤ武器被服諸品物ノ手入保存清潔ノ良否ヲ検査シマ  
ス

第十一章 使役

問 當番卒ヲ別テ幾種アルヤ

答 十一アリマス  
一 旅團當番 二 聯隊當番 三 大隊當番 四 醫務室當番 五 士官室當  
番 六 曹長室當番 七 舍内當番 八 炊事浴室當番 九 物干當番 十  
酒保及將校集會所當番 十一 臨時當番(増役)  
從卒トハ



問 將校ノ使用ニナル兵卒ヲ云フ  
 答 當番卒服務中ノ心得ハ如何  
 問 平素自分ノ体力ト智慧ノアルナシト志操ヲ試験サル、者ト心得勉強  
 答 シテ服務セテバナラヌモノデアリマス

第十二章 外出ノ定則

問 日曜其他ノ休業日外出ヲ許サル、時ハ歸營ノ時限ハ如何  
 答 夕食前迄ニ歸ラテバナラヌ  
 問 其外出ノ服装及ビ携帶品ハ  
 答 第二種帽ヲ冠リ帶革ニ銃劍ノミヲ通シテ上衣ノ上ニ縮メ手帖ヲ持マ  
 問 ス外套ヲ着テタ片ハ帶革ヲ其上ニ縮メマス又之ヲ持ツ片ハ捲テ左肩  
 答 上ヨリ右腋下ニ掛ケマス又雨天等ニテ脚袴ヲ穿ク片ハ之ヲ袴ノ上ニ  
 問 着マス(新年 新年宴會 紀元節 天長節)ニハ第一種帽ヲ冠リマス  
 答 (前立ヲ除ク)

問 公用ニテ外出スル時ハ  
 答 公用印鑑ヲ持テ出マス

第十三章 休暇規則

問 現役兵ハ休暇歸省等ヲ許サル、事アルカ  
 答 勤務ノ慰勞ヤ精勤ノ褒賞等ニテ休暇ヲ許サレマス又父毎ノ重病ヤ死  
 問 亡等デ已ムヲ得ザル片モ願ニ依リ許サル、事ガアリマス  
 問 休暇ノ種類ハ  
 答 慰勞、褒賞、請願ノ三デアリマス  
 問 慰勞褒賞ニシテ外出ヲ許サル、片ハ歸營ノ時限ハ  
 答 日夕點呼前迄デス  
 問 褒賞休暇ハ如何ナル者ニ賜フカ  
 答 行狀方正勤務ニ勉勵シ諸技藝ニ熟達シ隊中衆人ノ手本トナル者ニ賜  
 答 ハリマス



問 其日數ハ

答 一ヶ月ニ一日デス

問 慰勞休暇ノ非營内ニテ晝食ヲナサ、ル非ハ

答 食料ヲ下サレマス

問 休暇ヲ得テ二十四時間以上外出スル非服裝及ビ携帶品ハ  
手牒ト免許証ヲ持テ第二種帽及絨衣袴(夏期ナレバ夏衣袴)脚絆ヲ着  
シ銃劍ヲ帶ビ外套ヲ持テ出マス

第十四章 褒 賞

問

善行證書ハ如何ナル者ニクレルカ  
現役中行狀方正技藝ニ熟達シ殊ニ勉勵セシ者ニ退營ノ非賜リマスル

問

射撃ノ徽章四種アリ如何  
第一種(下士卒ノ特別射手ニ與フ聯隊ニ三個)第二種(一等射手ニ與  
フ各大隊下士ニ二個各中隊兵卒ニ二個トス)第三種(二等射手ニ與フ

各中隊ニ六個トス)第四種(三等射手ニ與フ各中隊ニ一個トス)

第十五章 勳章ノ種類及起因

凡ソ國家ニ功ヲ立テ績ヲ顯ス者ハ之ヲ褒賞シ之ニ酬ユル爲メ明治八年二  
月勳等賞牌ノ典ヲ創定シ人々ヲシテ寵異表彰スル所アラシム明治廿一  
年一月更ニ勳位ヲ潤飾増設シ新舊併セ行ナイテ獎勵ノ道ヲ擴ム廿三年二  
月神武天皇戡定ノ故事ニ徴シ金鷄章ヲ創設シ武功拔群ノ者ニ授與シ永ク  
天皇ノ威烈ヲ輝シ以テ其忠勇ヲ獎勵ス

問 勳章ニ何種アリヤ

答 五種アリマス夫レハ大勳位菊花章、旭日章(勳一等ヨリ勳八等マデ)

金鷄章(功一級ヨリ功七級マデ)瑞寶章(勳一等ヨリ勳八等マデ)寶冠

章(勳一等ヨリ勳五等マデ)デアリマス

問 旭日章ハ各等級ニ應テ各特別ノ名稱ヲ有ス其種類ハ

答 勳一等 旭日桐花大綬章 旭日大綬章



問答

勳二等 旭日重光章  
 勳四等 旭日小綬章  
 勳六等 單光旭日章  
 勳八等 白色桐葉章

菊花章トカ旭日章トカハ如何ナルモノニ下サルカ  
 平時デモ戰時デモ勳功アルモノニ賜ハリマス  
 例ヘハ忠勇ノ事ヲナシテ他人ノ手本トナル者 四度戰役ニ出タル者  
 先登シテ功勳ナシタル者 敵ヲ殺シテ功アル者等ナリ

問答

瑞寶章ハ  
 永イ年勳メ戰時ニ骨折テ手柄アルモノニ賜ハル  
 金鷄章ハ  
 戰爭中特別テ大キナ手柄アルモノ  
 例ヘハ敵ノ軍旗ヲ奪ヒ取タトカ 上官ノ危難ヲ援タトカ 敵ノ大將  
 ヲ生捕タトカ 敵ノ中ヲ潜リテ使ニ行等ノ手柄アル者ニ下賜セラル

問答

寶冠章ハ  
 婦人ノ勳功アルモノニ賜ハル  
 從軍記章ハ如何ナルモノニ賜ハルカ  
 外國征戰々勝紀念ノ章飾ニシテ外征ノ將校以下勳功ノ有無ニ關ヤズ  
 附與セラル、モノデアリマス  
 憲法發布紀念章ハ

問答

明治二十三年ノ憲法發布式ノ場ニ出タ人ニ賜リマス  
 勳章ハ如何ナル場合ニ褫奪セラル、カ  
 左ノ項目ヲ犯ス者ハ勳章及年金ヲ褫奪セラレマス

問答

一 重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者  
 二 賭博犯ノ處分ヲ受タル者  
 三 懲戒令ニヨリ免官セラレタル者  
 四 素行修ラズ帶動者タルノ面目ヲ汚ス者



第十六章 疾病

問 病氣ノ種類如何  
 答 病氣ノ種類如何  
 問 就業、半休、全休、入院ノ四種デアリマス  
 答 就業トハ  
 問 藥ハ吳テモ吳ナクトモ其日ノ課業ヲセ子バナヲナイモノノ(操練ヲ他  
 答 藥ハ吳テモ吳ナクトモ其日ノ課業ヲセ子バナヲナイモノノ(操練ヲ他  
 問 ノ勤務ニ替ヘ又ハ學術科ノ一ヲ免スモノモ其内デアリマス)ヲ申ス  
 答 ノ勤務ニ替ヘ又ハ學術科ノ一ヲ免スモノモ其内デアリマス)ヲ申ス  
 問 半休トハ  
 答 半休トハ  
 問 其日ノ業ヲ免シ舍内デ休マヌルモ寢臺ニハ就カシメナイ者ヲ申ス  
 答 其日ノ業ヲ免シ舍内デ休マヌルモ寢臺ニハ就カシメナイ者ヲ申ス  
 問 全休トハ  
 答 全休トハ  
 問 休養室ニ這入ル者ヲ申シマス  
 答 休養室ニ這入ル者ヲ申シマス  
 問 入院トハ  
 答 入院トハ  
 問 病院ニ送ラル、者ヲ申シマス  
 答 病院ニ送ラル、者ヲ申シマス  
 問 壹等症トハ  
 答 壹等症トハ  
 問 公務上ヨリ起ツタ病氣ヤ傷痕ヲ申シマス(自己ノ失誤ヨリ起ツタ者  
 答 公務上ヨリ起ツタ病氣ヤ傷痕ヲ申シマス(自己ノ失誤ヨリ起ツタ者

ハ此限ニアラズ)

問 貳等症トハ  
 答 貳等症トハ  
 問 自然起ツタ病氣デス(此病氣ニ罹タモノハ給料  
 答 自然起ツタ病氣デス(此病氣ニ罹タモノハ給料  
 問 三分ノ八丈ケ  
 答 三分ノ八丈ケ  
 問 自分ノ不養生トカ不品行ヨリ起ツタ病氣ヲ申シマス(此病氣ヲ患ツ  
 答 自分ノ不養生トカ不品行ヨリ起ツタ病氣ヲ申シマス(此病氣ヲ患ツ  
 問 引カレマス  
 答 引カレマス

第十七章 陸軍刑法摘要

問 陸軍刑法ハ軍紀ヲ維持シ軍隊ノ安寧ヲ保護スル爲メ別段ニ設ケタルモノ  
 答 陸軍刑法ハ軍紀ヲ維持シ軍隊ノ安寧ヲ保護スル爲メ別段ニ設ケタルモノ  
 問 ニテ普通ノ刑法ニ比スレバ頗ル嚴重ナルモノナリ軍人タルモノハ此刑法  
 答 ニテ普通ノ刑法ニ比スレバ頗ル嚴重ナルモノナリ軍人タルモノハ此刑法  
 問 譽ナル次第ハ讀法ノ終リニアル通りデアル  
 答 譽ナル次第ハ讀法ノ終リニアル通りデアル  
 問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスルハ其罰ハ  
 答 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスルハ其罰ハ  
 問 大抵死刑ニナリマス(死刑トハ銃ニテ撃チ殺サル、トデアリマス)  
 答 大抵死刑ニナリマス(死刑トハ銃ニテ撃チ殺サル、トデアリマス)



問 軍人が上官ノ命令ニ抗シ又ハ服從セナイモノハ  
答 戦時ニハ死刑ニナリマス平時デモ禁錮ニナリマス（禁錮トハ監獄ノ

禁錮場ニ入レラル、ト）  
問 軍人が上官ニ向ヒ兇器（兇器トハ銃ヤ劍）ヲ用ヒ暴行ヲナスモハ  
答 死刑ニナリマス

問 哨兵ニ對シ暴行ヲナスモノハ  
答 禁錮ニナルカ邊キ島へ流サレマス

問 軍人戰場ニテ手負人ノ衣服ヤ財物ヲ奪取タモノハ  
答 死刑カ重懲役デアリマス

問 哨兵ヤ衛兵ガ妄ニ銃砲ヲ發ツモノ  
答 禁錮ニナリマス

問 軍人上官ヲ罵詈シタリ侮タリシタルモノハ  
答 禁錮ニナリマス

問 軍人哨兵ヲ罵詈シタリ侮タリシタルモノハ

答 禁錮ニナリマス

問 哨兵擅ニ其守地ヲ離ル、モノハ

答 敵ノ前ニアツテハ死刑ニナリ平常ナラバ禁錮

問 軍人政治ニ關ハルヲ講談論說シタルモノハ

答 禁錮

問 軍人敵ニ奔ルモノハ（降參スルモノ）

答 死刑

問 斥候偵察ニ出テ詐偽ノ報告ヲナシ又ハ命令ヲ詐リ傳フルモノハ

答 禁錮

問 軍人が屯營ヲ猥リニ離レテ六日以上ヲ過グルモノハ

答 禁錮

第十八章 懲罰令摘要

問 徵罰トハ

答 軍人が故意不注意懈怠過失ヨリナシタル輕イ罪デ刑法ニ當ナライ者



ヤ身ノ行ガ不始末デアアルモノヲ懲戒スル爲メニ設ケラレタ罰デアリ  
マズ

問 惡イテ其罰以上一度ニ現レタキハ如何罰セラル、カ

答 重ニ從テ其罰ヲ科セラレマス

問 兵卒ハ如何ナ罰ヲ課ラル、カ

答 重營倉輕營倉ナリ

問 重營倉トハ如何ナル罰カ

答 都テ故意ノ犯罪ニ該ルモノヲ罰スルモノデアリマシテ寢具ヲ與ヘズ  
食物ハ飯盥及水ノミヲ給ス而シテ三ノ日内一日ハ輕營倉トナリマス

問 輕營倉トハ如何ナル罰カ

答 疎虞懈怠過失ノ犯罪ニ當ルモノヲ罰スルモノニテ寢具及ビ食物ハ平  
常ト違ヒマセヌ

問 苦役トハ

答 重營倉一日ハ苦役三日 輕營倉一日ハ苦役二日ニ換ラレマス

問 重營倉一日ハ苦役三日

答 輕營倉一日ハ苦役二日ニ換ラレマス

問 諸卒ハ滿罰ノ后佩劔ヲ禁セラル、トアルカ

答 犯行ノ情狀ニヨリ禁セラル、トアリ

問 重營倉ノ尉ヲ受クレバ日給ハ如何

答 日給十分ノ八ヲ引カレマス

問 輕營倉ノ尉ヲ受クルハ

答 日給十分ノ六ヲ引カレマス

問 重營倉ニ入レラル、モノ勤務演習ハ如何

答 重營倉ニ入レラル、モノハ勤務ニモ演習ニモ外へ出ルトハ出來マセ  
ン輕營倉ハ演習ニハ出ラレマスケレバ勤務ニ出ラレマセヌ

問 滿罰ノハ

答 中隊長殿ノ前ニ行キ今日ヨリ后決シテ惡事ヲセヌト云フヲ誓マス

第十九章 衛兵勤務

問 衛兵ノ名ハ如何



答 儀仗衛兵、衛戍衛兵、及ビ風紀衛兵

問 儀仗衛兵トハ

答 兩陛下ノ行在所皇族ヤ將官ノ旅館ヲ守ル者デアリマス

問 衛戍衛兵トハ

答 衛戍地ヲ靜ニシ官省倉庫ヲ警備スルモノデアリマス

問 風紀衛兵トハ

答 營内ヲ靜ニシ定則ヲ嚴重ニ守ラシムル者デス

問 風紀衛兵ノ任務ハ

答 營中一般ノ風紀ヲ維持シ内外ノ用儀ヲナス者デアリマス

問 衛門出入ノ軍人ニハ如何ナルヲ氣ヲ附ルカ

答 軍人ノ態度ヤ服裝等其法ニ違フ者アルハ之ヲ正シマス

問 衛兵勤務中服裝及武器ニ就テハ如何注意スベキカ

答 服裝ヲ正シ武器ヲ清潔ニシマス

問 衛舎ニ於テ禁ゼラル、件ハ

答 高聲ヲ發ス、物品ヲ取亂ス、司令ノ許可ナク妄リニ衛舎ヲ離ル、

問 故ナク衛舎ノ前或ハ銃架ノ近傍ヲ徘徊スルヲ等ナリ

問 衛兵ハ睡眠ヲ許サル、カ

答 夜ニ入レバ其三分ノ一ニ假睡ヲ許サル、ト雖モ速ニ銃前ニ集リ

問 得ルノ準備ヲナシテ寢ルモノデス

問 歩哨ハ如何シテ其任務ヲ果スカ

答 何様ナ場合デモ身命ヲ棄テ其任務ヲナシマス故ニ誰デモ歩哨ノ守則

問 ヤ規則ニ違フヲ許サズ嚴ニ之ニ從ハセマス

問 歩哨ハ人ニ守則ヲ告ゲルモ妨ゲナキカ

答 巡察ノ將校下士衛兵司令若クハ其下士及上等兵ニ非レバ告ルヲ得ズ

問 歩哨交代ノ件ハ

答 上番ノ歩哨ハ其守地ニ於ケル特別ノ守則ヲ受ケ又物品ノ破損紛失等

問 無ヤテ檢査シ若シ之レアラバ直ニ誘導ノ歩哨掛ニ申出ベシ

問 歩哨ハ常ニ哨舎内ニ在ルカ



答 雨雪ノ其ハ其ノ哨舎ニ入ルコト出来マスサレモ不意ノ事變發生シ或  
 ハ哨舎ヨリ充分見ヘナイ其又ハ敬禮ヲ行フ其ハ哨舎ノ外ニ出マス  
 問 歩哨哨地ノ外ニ行動コトが出来ルカ  
 答 三十歩以内ニ動クコト出来マス  
 問 歩哨守地ニ在テ如何ナルコトヲ禁ゼラル、カ  
 答 物ニ倚リ掛リ又ハ腰ヲ掛ケ又ハ歌フタリ煙草ヲ吸フタリ人ト談話ス  
 ル等怠惰ノ舉動ハ嚴ク禁テアリマス  
 問 歩哨ハ雨覆ヲ以テ頭ヲ覆フコト得ルカ  
 答 如何ナル時テモ頭ヲ覆フコトハナラヌ

第三篇

第一章 地物利用

問 地形ヲ利用スルハ何ノ爲メカ  
 答 戦闘ニ勝利ヲ得ル爲メノ手段デアリマス  
 問 遮蔽物トハ如何  
 答 身体ヲ運動シテ損傷ヲ少ナクスルモノデアリマス  
 問 敵ノ彈ヲ防グノ出来又遮蔽物ノ種類ハ  
 答 木ニテ造リタル家收穫物生籬數茂リタル作物デアリマス  
 問 此ノ様ナ遮蔽物ハ如何ナル時ニ用ユルカ  
 答 戦チスル時ニ運動シテ爲ニ用イマス  
 問 敵ノ目ト彈トヲ同時ニ遮ルモノ、種類ハ  
 答 塙壁ヤ土、石ノ高マリタルモノデアリマス  
 問 此ノ様ナ遮蔽物ノ用ヒ方ハ  
 答 右ノ端ニ據テ敵ニ身体ヲ見ラレヌ様ニシテ射撃チスルカ又ハ上端カ



問 射撃チシマス  
 市街ノ内ニテハ何方ノ家ニ據ルカ  
 左ノ方ニ在ル家ノ隅ニ據リマス  
 堆土ヤ溝又ハ畝ノ后ニ在ルハ  
 膝姿ヤ伏臥チシテ射撃チ致シマス  
 頂界線ニ據ルニハ  
 少シ後ロノ方ニテ何時デモ敵ノ方ノ見ヘル處ニ居リマス  
 遮蔽物ニ據ルノハ何ノ爲メカ  
 視チ能クシテ敵ヲ射撃シ身ヲ隠シテ敵ニ近ク様ニスル爲デアリマス  
 森ノ縁ニ壕モ土堤モナク敵ノ大砲ノ恐レガアルハ  
 森ノ端ニアル木ノ后ニ據リマス  
 若敵ノ大砲ノ心配ナキハ  
 林ノ縁ノ後ロ二三米突ノ所ニアル樹木ノ後ニ在テ能ク前方ノ土地ノ  
 見ル所ニ居リリマス

問 木ノ后ロニ據ルハ  
 銃ヲ木ノ枝ニ托セテ照準ヲ確カニ致シマス  
 大キナ木ニ據ル方法ハ  
 左ノ前臂ヲ幹ニ付ケテ銃ヲ掌ノ内ニ托セマス  
 木ガ小サイハ  
 左ノ掌ヲ木ニ附ケ銃ヲ親指ト人差指トノ間ニ托セマス  
 牆ヤ壁ヲ用ユルニハ  
 壁ガ高ケレバ上部ヲ毀チ又壁ガ甚ダ高イハ階段ヲ拵ヘタル銃眼  
 (銃眼トハ銃ヲ出ス穴ヲ云フ)ヲ明ケマス  
 寄ルノデキ又遮蔽物ハ  
 射撃ガ出來ナイカ又ハ容易ニ越スノ出來ナイ者デアリマス  
 掩堡ニ寄ル方法ハ  
 左リノ臂ヲ厓徑ニ寄セルカ右足ヲ后ニヤリ身体ヲ内平ニ附ケルカ又  
 兩肘ヲ甕徑ニ附ケ銃ハ胸牆ノ上ニ置キマス



問 平ヲナ土地デ何モ身ヲ隠スモノガナイトキ散兵如何スルヤ  
答 其時ハ伏臥マス

第二章 方位學

問 方角ヲ識ルニ四アリ如何  
答 其一太陽ニテ知ル

其二極星ニテ知ル  
其三磁石ヤ時計ニテ知ル  
其四木理ニテ知ル

問 太陽ニテ北ヲ知ルハ  
答 正午太陽ヲ後ニシテ立チマシタトキ其  
身體ノ影ノ生タル方ハ北デアリマス  
問 午前九時午後三時ニハ太陽ハ何方ニア  
ルヤ



北方ニ向フ古木ノ表皮ハ苔ヲ生ズ

問 九時ニハ東南ニ三時ニハ西南ニ在リマス  
答 極星ハ何處ニアルヤ

問 大熊星ノ端ニアル二星ヲ通レタ線ノ  
上ニテ其二星(イ)ノ距離ノ五倍許ノ所ニテ  
其延線上ニ在リマス  
答 其星コノ星ガ眞北デアリマス

問 時計ニテ方角ヲ知ル法  
答 自分ノ影ト短針トヲ重ナラセ此短針ト十二時トノ  
間ヲ等分ニスル線ヲ引キ伸シタ方ガ北デアリマス

問 磁石ニテ南北ヲ知ルハ  
答 磁石ヲ平ニシ針ノ青イ方ハ北  
デアリマス

問 北ヲ知ハ其他ノ方角ヲ知ルハ  
答 北ニ向ヒテ自分ノ右手ノ方ガ  
東左手ノ方ガ西背ノ方ガ南テ





アリマス

問 木理ニ依テ方位ヲ知ルハ  
答 木ノ切口ヲ見ルニ北ニ向フ方ハ木理密ニシテ南方ハ疎ナリ

第三章 地形ノ識別

問

陰蔽地トハ  
森、林、家屋、叢樹、圍墻耕作物等ノ爲視通ノ出來ナイ土地申シマス

答

蔽開地トハ

遠ク視通ノ出來ル土地ヲ云ヒマス

問

平坦地トハ

高低ナク土地が眞平ナル地面ヲ云ヒマス

問

不齊地トハ

高低アリテ波ノ形ヲナス土地ヲ云ヒマス

問

平原トハ

高低アリテ波ノ形ヲナス土地ヲ云ヒマス

答

地面が蔽開 廣原ヲ申シマス

問

高地トハ

土地ノ高ク廣イ處ヲ云ヒマス

問

丘阜トハ

孤立ノ隆タル地ヲ云ヒマス

問

堆土トハ

地ノ小サナ高マリヲ云フ

問

高原トハ

山ノ頂ニアル平地ヲ云フ

問

頂界線トハ

山ノ背線ヲ云フ

問

山頸トハ

二ツノ山が半服ニテ交ハリタル處ナリ

問

隘路トハ

隘路トハ



答 橋、土堤、谷間又ハ田中ニアル道路等ニテ軍隊ハ狭イ正面ヲナケレバ  
 通ルコノデキナイ所ヲ申シマス  
 問 右岸又ハ左岸トハ  
 答 川下ノ方ニ向ヒ其右ノ方ヲ右岸ト謂ヒ左ノ方ヲ左岸ト云フ  
 問 徒涉場トハ如何  
 答 徒歩ニテ渡レル所ヲ云ヒマス其深ハ歩兵ニテハ八十珊知テアリマス  
 問 淺瀬トハ  
 答 川ノ水が淺クシテ向ヒノ岸ニ渡ルコノ出來ル場所ヲ云フ  
 問 鑿開道トハ  
 答 高キ處ヲ切り下ゲテ作りタル道テ兩側ノ地ヨリ低キモノテス  
 問 築堆道トハ  
 答 土ヲ積ミテ作りタル道テ兩側ノ地ヨリ高キモノヲ云フ例ヘバ土堤ノ  
 上ノ道ノ如シ  
 問 鐵道トハ

答 汽車又ハ馬車ノ通ル様ニ鐵條ヲ路ノ上ニ敷キタルモノヲ云フ  
 問 隧道トハ  
 答 高キ地ノ下ニ穴ヲ明ケ人ヤ車ノ通ル道路ヲ云フ  
 問 道路ノ交又点トハ  
 答 澤山ノ道ガ集マリタル處ヲ云フ (四ツ辻ヤ三ツ辻ノ如シ)  
 問 四本ノ道ガ集マツタノヲ何ト云フカ  
 答 十字路ト申シマス  
 問 三本路ノ集ツタノヲ何ト云フカ  
 答 三叉路ト云フ  
 問 丁字路トハ如何  
 答 三本路ガ丁字ノ様ニ集タ所ヲ云ヒマス  
 問 停車場トハ  
 答 旅客又ハ荷物ヲ積ミ卸シスル爲メ汽車ノ停マル處ヲ云フ例ヘバ姫路  
 停車場ノ如シ



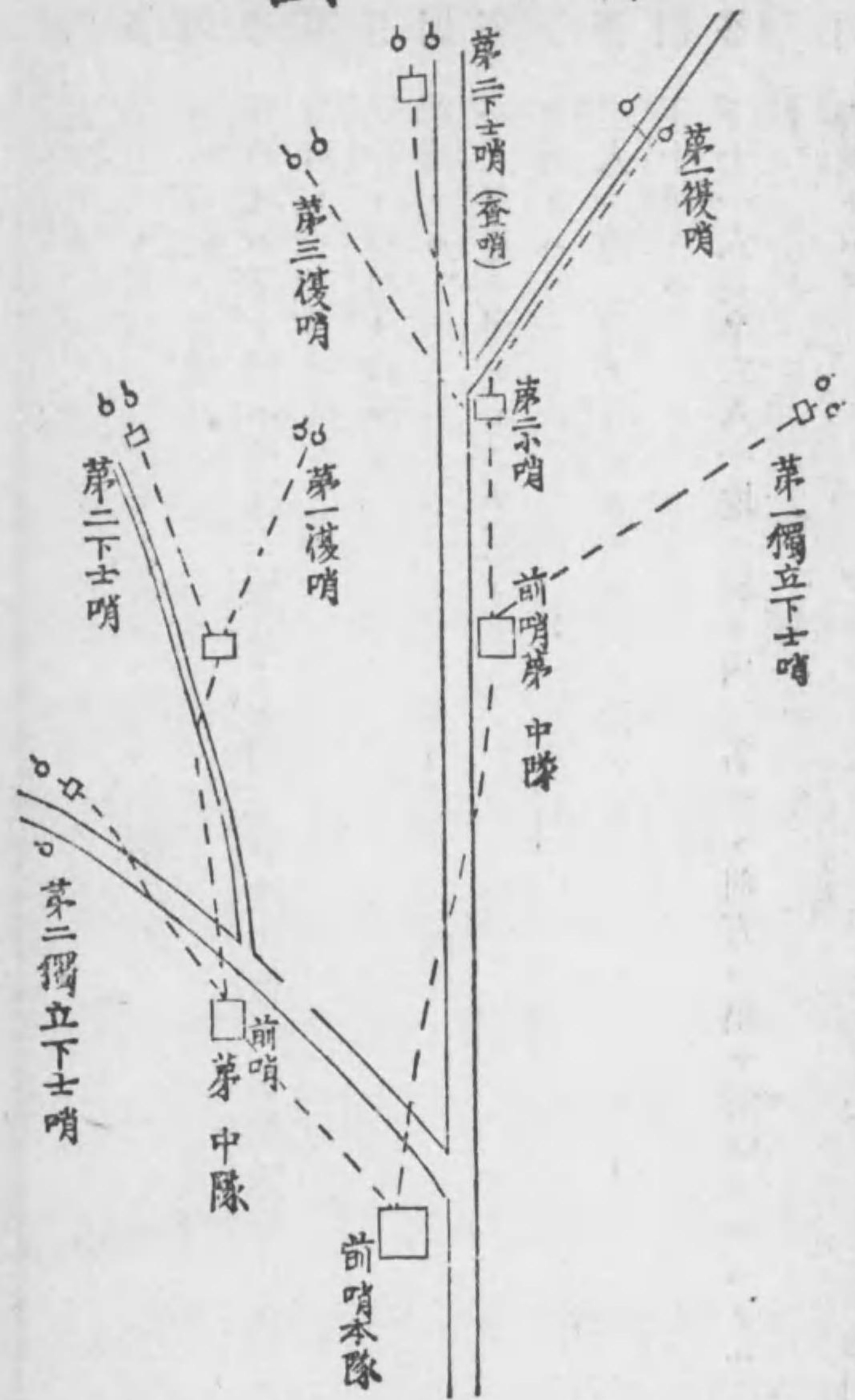
問 森林トハ  
 答 樹木ノ生ヒ茂ル處ヲ申シマス  
 問 並樹トハ  
 答 道路ノ兩側又ハ一側ニ木ヲ植ヘ並ベタル者ヲ謂ヒマス  
 問 市街トハ  
 答 東京トカ 京都、大坂、姫路ノ如キ繁華ナル地ヲ謂ヒマス  
 問 村落トハ  
 答 二三十軒ヤ又ハ二三百軒モアル村ノコテアリマス  
 問 墻トハ  
 答 土又ハ石或ハ煉瓦石等ニテ土地ノ境ヲ付タル墻ヲ謂ヒマス  
 問 籬笆トハ  
 答 土地ノ境ニ植ヘ列ベタル竹又ハ木ノ垣ヲ云フ

第四章 前 哨

問 前哨トハ  
 答 休憩ナル軍隊ヲ掩護スル爲メニ出ス部隊ヲ云フ  
 問 前哨各線ノ名稱ハ  
 答 歩哨又ハ下士哨小哨又ハ獨立下士哨 前哨中隊 前哨本隊トス  
 問 歩哨トハ  
 答 單哨ヤ複哨ヲ申マス  
 問 單哨トハ  
 答 一人守地ニ居ルモノヲ謂フ  
 問 複哨トハ  
 答 二人一地ニ居テ看守スルモノヲ云フ  
 問 下士哨トハ  
 答 下士一人兵卒六人一地ニ居リ内二名ヅ、前方ニ出テ看守スルモノナ  
 問 查哨トハ



前哨ノ圖



問 通行ヲ許シタル路ニ在ル下士哨ニテ通行人ヲ檢査スルモノデス  
 答 獨立下士哨トハ  
 問 前哨本隊又ハ前哨中隊ヨリ場合ニヨリ肝要ナル地ニ出スモノデス  
 答 小哨及ビ獨立下士哨ノ番号ノ付ケ方ハ  
 問 一ノ前哨中隊ニ於テ相通シテ右翼ヨリ番号ヲ付ケマス例ハ第一小  
 答 哨第二獨立下士哨ノ如シ  
 問 歩哨ノ番号ノ唱ヘ方ハ  
 答 全一ノ小哨ニ於テ復哨下士哨ニ論ナク右翼ヨリ番号ヲ付ケマス例ハ  
 其一步哨ノ任務  
 問 歩哨ノ任務ハ  
 答 敵ノ動靜ヲ觀テ異狀ヲ知ラスノガ任務デアリマス  
 問 歩哨ノ居所ハ  
 答 身ヲ遮蔽物ノ后ニ置キ頭ハカリチ出シ武器又ハ身体ヲ動サズ敵ヲ見



問 敵ニ見ラレヌ様ニシテナリマス  
 若シ樹木草葉等展望ヲ遮ルルハ  
 之ヲ取り除ケマス  
 答 復哨ハ如何ニシテ警戒ナナスヤ  
 問 復哨ハ二名守地ニ在テ看守シ内一名ハ時々陰蔽地等ヲ見廻リ隣リノ  
 歩哨トノ連絡ヲシマス  
 問 其行動ノ一名ハ何ト云フカ  
 答 動哨  
 問 歩哨交代ノ時ハ如何  
 答 新舊兩歩哨トモ敵ニ向ヒテ併ビ自分ノ見タリ聞タリシタ事ヤ前ニ受  
 ケタ守則又ハ近傍ニアル道路距離等勤務ニ利益アル事ハ皆申送ルナ  
 問 歩哨交代ナシ小哨ニ飯レバ  
 答 自分ノ立ツテ居タ片出來タ事柄ヲ小哨長ニ報セマス

問 歩哨銃劔又彈藥筒ハ如何  
 答 銃劔ハ夜間ノミ着シ彈藥筒ハ常ニ裝填マス  
 問 歩哨ハ敬禮ヲナス乎  
 答 敬禮ヲシマセヌ何ナレバ敬禮ノ爲看守ヲ誤ル 恐ガアルカラデス  
 問 銃前哨トハ如何  
 答 小哨ヤ前哨中隊ナドヲ直接ニ守ル單哨(或ハ複哨)ヲ申シマス  
 問 銃前哨ハ敬禮ヲナスカ  
 答 否敬禮ヲシマセン故ニ上官ガ來テモ「銃レー銃」ト云ヒマセン  
 問 歩哨若シ上官ニ尋問セラレシト答ヘ方ハ  
 答 看守ヲ怠ズ只姿勢ヲ正シ答ヘマス決シテ上官ノ方ヘ向キマセヌ  
 其二 前哨線ノ出入  
 問 前哨線ノ出入ハ如何様ナル者ニ許スヤ  
 答 我軍ノ將校密集部隊斥候及傳令使ノヨリアリマス其外ノモノハ  
 查哨ノ方ニ遣ル



問 步哨ノ差圖ニ從ハナイモノハ  
答 射撃シマス

其三 降參人

問 降參人來ル所ハ  
答 步哨線ヨリ百米突計リ前ノ處ニ停ラセ武器ヲ下ニ置カセ乘馬ノモ  
ノハ其腹帶ヲ解カセ查哨ノ方ニ遣ル

問 查哨ノ復哨ニ在テハ  
答 后ニ居ル查哨長ニシラセマス

問 其動作ヲナサシムルニハ  
答 言葉ヤ手眞似ヲ用ヒマス

其四 軍使

問 軍使ハ如何シテ來ルヤ  
答 敵ノ一將校僅ノ兵ヲ連レ白旗又白布ヲ揚又ハ記号ヲシナガラ來マス  
其取扱方ハ

答 查哨ノ方ニ遣ル

問 查哨ノ復哨ハ

答 步哨線前若干(大凡百米突)ノ處ニ停ドメ直チニ后ノ長ニ報ラセマス

問 查哨ノ下士ノ來ル迄ハ

答 軍使之ニ從フ兵卒ハ其地デ外方ニ向カセマス

問 步哨ハ軍使ト對談スルモ良キヤ  
答 彼ト對談ハ決シテナリマセヌ

其五 敵ノ發見

問 步哨ハ敵兵近ヅク所ハ  
答 記號デ之ヲ小哨ニ通知スルカ又ハ復哨ノ一名ガ走テ之ヲ知セマス他  
ノ一名ハ其場所ニ居テ成ル丈ケ身ヲ匿シ看視ヲ怠ツテハナリマセヌ

問 然ラハ敵兵愈々近ク所ハ  
答 二三度急射撃ヲナシテ警報シマス

問 步哨優勢ナル敵ニ逐レタ所退却スルニハ



答 我小哨ニ退却スル爲メ必ズ迂路ヲシテ歸リマス

其六 夜間勤務

問 夜歩哨ハ眼ト耳ト何レヲヨク使フカ

答 夜ハ眼ヨリ耳ヲヨク使ヒマス

問 歩哨ハ頭ヲ包ミテ良キカ

答 敵ノ近接ノ響音ヲ容易ク聽キ取ラン爲メ頭ヲ包ムコトハナリマセヌ

問 夜方角ヲ間違エナイ様ニスルニハ如何ナル手段ヲナスカ

答 晝ノ間ヨリ看視スベキ方ニ高クシテ動カナイ標点ヲ撰ミ置キマス

問 夜歩哨ノ傍ニ來ルモノアレバ

答 銃ヲ構ヘテ「止レ」ト呼ビマス

問 三度呼デモ止ラザレバ

答 射撃シマス

問 止ル所ハ

答 「誰カ」ト問ヒマス

問 疑ハシキ者ハ

答 查哨ノ方ニ遣リマス

問 夜間歩哨線ノ出入ヲ許スモノハ誰カ

答 晝間ニ許スモノハ夜間モ亦之ヲ許シマス

問 歩哨線上ニテ射撃ノ聲ヲ聞キシトハ

答 最も近い復哨ノ一名其方向ニ往テ其原因ヲ見届ケマス然レドモ遠ク進ミマセヌ

問 二名共其守地ヲ離レテ良キカ

答 何時ニテモ兩名同時ニ其守地ヲ離レテハナリマセヌ

問 夜歩哨ガ互ニ出會タトハ

答 記号ヤ暗号ニテ互ニ識リ別ケマスル

其七 小哨及前小中隊

問 小哨ノ任務ハ

答 歩哨ヲ派出シテ見張ヲナシ敵襲ニ當テ最初ノ抗拒ヲナシマス小哨ノ



問

兵ハ命令ニ依リ背囊ヲ卸ス然レドモ彈藥盒帶革及水筒ハ之ヲ身ニ纏  
フ長官小哨ニ來ルルハ兵卒ハ依然休憩シアルベシ

前哨中隊ノ任務ハ

答

小哨ヲ出シ敵襲ニ當テ之ニ増加シ或ハ其敗ル、コ當テハ之ヲ收容シ  
テ敵兵ヲ防ギ過ムルニ任ズ前哨中隊ノ兵ハ背囊ヲ卸ス然レモ一部ハ  
又銃線ノ側ニ在リテ戰備ヲ怠ル可ラズ而シテ一人ト雖モ許可ナク他  
行スベカラズ

其八 斥 候

問

斥候ノ任務ハ

敵方ノ土地ヲ搜索シ敵ノ様子ヲ視察モノデス

答

斥候行進ニ專ラ用慎スル件々ハ

問

互ニ談話セヌ、煙草ヲ吸ハヌ、常ニ身ヲ隠シテ行進、足音ヲ

答

サセヌ、一ヲ任務メ又能ク地形ヲ記憶シマス

問

晝ハ如何ナル地物ニ據テ進ミテ捜スカ

答

成ル丈ケ生籬阻障凹道等ニ潜ミ行キ又ハ森林等ニ潜伏テ敵ノ様子ヲ  
見マス

問

夜又ハ霧深キ中ノ行進ハ

答

成丈低キ地ヲ通り屢々停ツテ耳ヲ地面ニ傾ケ音響ヲ聞キ其怪キ足音  
ヤ蹄音ヲ聞ク中ハ身ヲ隠シテ之ヲ捜シマス

問

斥候山ヲ搜索ニハ

答

一名ヲ登ラセ其山ノ上ニ敵ノ有無ヲ見サセ一名ハ其后ニ跟テ行キ他  
ハ山麓ニ在テ八方ヲ見テ居リマス異狀ガナケレバ續イテ進ミマス

問

敵兵ノ行進ヲ見タリハ

答

成ル丈ケ隠レテ之ニ目ヲ注ケ敵兵ノ多イカ寡ナイカ又其敵ノ行目的  
ヲ知ル、一ガ肝要デアアルカラ射撃ハシマセン

問

之ヲ報告スルニハ

答

敵ニ見ラレナク退却、一ガ出來レバ其一名ヲシテ速ク報告マス、又ハ  
記号ヲ以テ報セマス



問 敵ノ歩哨或ハ斥候ニ認ラレタハ  
答 速ニ身ヲ隠シナルダケ争鬪ヲセズ若シ誰カト問ハレテモ成ルヘク返

問 敵ノ伏兵ニ遇フカ或ハ敵多ノ敵ニ出遇タハ  
答 各自ニ散離シ生捕ニナラン様ニシテ前ニ定テ置タ集合点ニ歸リマス

問 斥候敵ヲ射撃スルハ何ナハカ  
答 斥候多ノ敵ガ我方ニ進ンデ行ルノヲ本隊ニ報告スル手段ト時間ガナキ

問 斥候歩哨線ヲ通ルハ如何スルヤ  
答 其近邊ノ歩哨ニ其行ク方向ヲシラセ歩哨ノ監視ノ區内ニ於テ敵ノ容

問 斥候互ニ相出會フハ  
答 互ニ見聞シタル專ヲ話シ合マス若シモ夜ナレバ互ニ記号ヲ用ヒテ識

別ス

問 斥候行進中展望ニヨイ地物ニ差掛レバ  
答 早速之ニ登リマシテ諸景況ヲ觀察スベシ

問 斥候村落ヲ通ラナケレバナラヌ時ハ  
答 先ヅ外部カラ其内部ノ状況ヲ見テ其情報ヲ確メテカラ通リマス

問 敵ノ方ヨリ來ルモノニ遇フタナレバ  
答 其者ニ敵ノ様子ヤ道路ヲ尋チマス

問 敵ノ行軍縦隊ヲ見タハ  
答 其兵種ヤ列數ヲ觀テ縦隊ガ某一点ヲ通り越ス時間ヲ以テ其兵數ヲシ

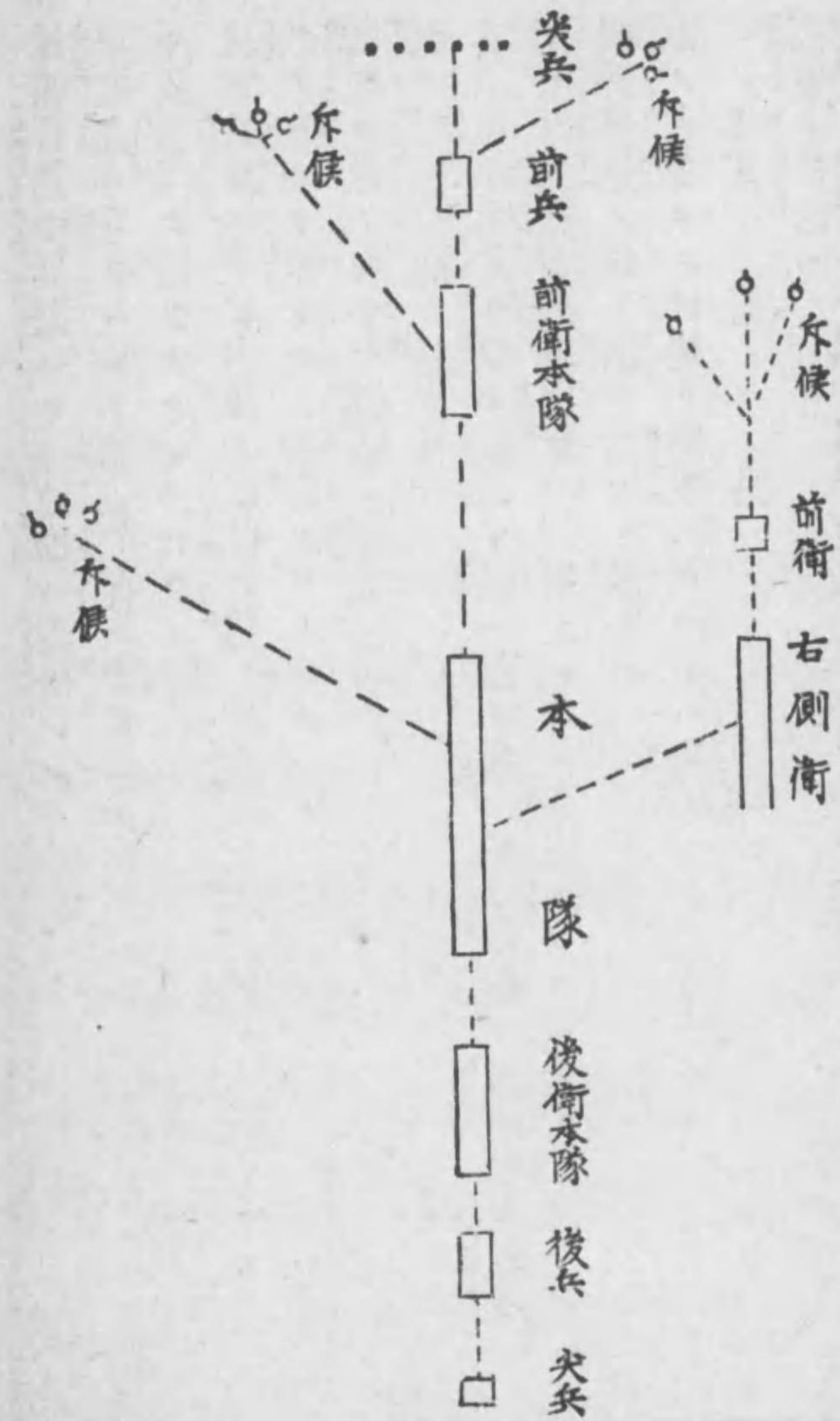
問 敵兵發見ノ爲メ出サレタル斥候ハ  
答 敵ノ占領スル陣地ヲ熟視スルマデハ飯ルヲガデキマセヌ

其九 巡察

問 巡察ノ任務ハ  
答 歩哨ノ勤惰ヲ觀察シ隣ノ小哨トノ連絡ヲ保チ又場合ニヨリ歩哨ヲ援



# 行軍隊形



フコトアリ

## 第五章 行軍

行軍トハ軍隊ガ一地ヨリ一地ニ轉ズルタメ行進スルコト云フ  
 行軍ニ二種アリ旅次行軍ト戰鬪行軍ナリ  
 旅次行軍ハ敵ト甚ダ遠隔シタルト行フモノナリ  
 戰鬪行軍ハ敵ト近接シタルト警戒ヲ嚴重ニシテ行進スルモノナリ又  
 之ヲ警戒行軍トモ云フ(右圖)

## 第六章 行軍前及ビ行軍中ノ注意、行軍警戒法

### 其一 行軍前及行軍中ノ注意

行軍出發前ノ注意ハ  
 出發前能ク靴ニ油ヲ塗り銃ノ手入ヲナシ殊ニ雨天ナレバ鐵ノ部ニハ  
 能ク油ヲ塗ル



問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

雨天ノ片紙又ハ布片ヲ銃口ニ填メ銃口蓋ニ代用スルモ妨ゲナキカ  
 不可ナリ雨ノ浸透ヲ防ガントシテ却テサビガ出ルモノデアリマス  
 靴ヲ背囊ニ着ル注意ハ  
 右足ノ靴ハ左ニ左足ノ靴ハ右ニ堅ク付ケマス  
 水筒ノ掛方ハ  
 左肩背囊負革ノ下ヨリ右腋下ニ掛ケ其后ノ方ノ革ハ帶革ノ下ニ前  
 ノ方ハ帶革ヨリ外シ置ク  
 行軍中進行ノ注意ハ  
 常ニ道路ノ片側ヲ明ケ傳令騎兵ノ通行ヲ妨メ様ニセテバナリマセヌ  
 行軍中銃ノ持方ハ  
 兵卒ノ隨意デアリマスケレモ銃口ヲ左右ニ傾ケ又ハ銃口ヲ下ゲテ他  
 人ノ妨トナル様ナクハ決シテ出来マセン  
 行軍中隨意ニ隊列ヲ離ルコトヲ得ベキカ  
 恣ニ列伍ヲ離レ河ヤ井ニ止リ水ヲ飲ンデハナリマセヌ

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

兩便等己ムヲ得ザル要事出来セシ片ハ  
 其所屬士官又ハ下士ノ許ヲ得テ銃ハ必ズ同列兵ニ托ム而シテ早ク其  
 隊ニ復ラテバナラヌ  
 兵卒右ノ諸注意ヲ怠レバ  
 必ズ嚴罰セラレマス  
 行軍中兵卒發病セシ片ハ  
 上等兵ノ監護ヲ隊後ニ殘リ軍醫ノ來ルヲ俟テ診斷ヲ受ク  
 行軍ニ當リ最モ大事ニスベキ者ハ  
 靴デス靴ガ足ニ合ナケレバ靴傷ヲ起シ爲ニ歩行コガデキヌ様ニナリ  
 マス  
 行軍中淺瀬ニ逢フ片ハ  
 銃ヲ上流ノ方ノ肩ニ擔ヒ對岸ノ一点ニ目ヲ注ケ涉リマス又水深キ  
 片ハ彈藥盒其他濕レテハナラヌモノハ背囊ノ上ニ置キマス  
 渡船ノ心得ハ



答 必ズ跪坐シ静ニシテ船ガ如何ニ動レ必ラズ静ニシテ渡リマス又船中

答 歩兵ノ渡涉シ得ル水ノ深サ如何

答 河ノ底固ケレバ歩兵ハ八十珊知迄デスサレハ河ノ底巖ヤ石又ハ泥濘

答 行軍中一等患者ノ取扱方ハ

答 武器ヲ持チタルマ、車等ニテ運バレマス

答 二等患者ノ取扱方ハ

答 武器装具ナク隊ノ后方カラ隨ヒマス

答 三等患者ハ如何

答 武器装具ハ其儘ニテ隊ノ后方ヨリ從ヒマス

其ニ 行軍警戒法

警戒行軍ニ於ケル部隊ノ名稱ハ

前衛、側衛、后衛ナリ

前衛ノ區分ハ

前衛本隊前兵尖兵デアリマス

前衛ノ任務ハ

行軍スル兵隊ヲ安全サセルタメ通ル道ノ近傍ヲ搜索シ又ハ障礙物

ヲ除ケ又ハ敵ヲ襲撃シ又ハ抗拒ナシテ本隊ニ戦闘ノ用意ヲサセマ

スルモノデス

尖兵ノ行進ノ仕方ハ

多ハ 疎散テ行進シ其人員ハ一分隊以上デ通常士官ガ指揮サレマス

側衛トハ

本隊ノ側面ヲマモル爲メノ部隊ヲ申シマス

後衛トハ

本隊ノ後ヲ護リ敵ノ追來ルノヲ支ヘルモノデス

道路上ノ斥候隘路ニ逢フハ

決意デ直ニ進入シ成ル可ク速カニ搜索シマス



問 此地敵ノアラザルヲ知ラハ  
答 隘路ノ前方若干距離ニ止リ後ノ尖兵ガ全ケ通過スルヲ待チ元ノ距離

問 ナ取ツテ進ミマス  
答 橋梁ニ逢フハ  
問 橋ヲ破壊ノ爲メ爆薬等ノ  
答 (橋ノ種類ニテキマリナケレバ) 装置ガアル

問 カナイカ検査シマス  
答 道路支分アルハ  
問 一兵ヲ駐メテ後方ノ隊ニ行ク路ヲ知ラセマス而シテ後ノ隊ガ來レバ

問 所屬部隊ニハイル  
答 敵ヲ發見セシハ  
問 進コトナク速ニ其事由ヲ尖兵長ニ報セマス  
答 敵ノ方ヨリ來タモノニ遇フハ

問 悉ク之ヲ捕ヘテ直ニ後ヘ送りマス  
答 敵兵ヲ發見シタルモ早ク後方ノ隊ニ報スルニ手段ナキハ

問 數回急射撃ヲナシテ之ヲ知セマス  
答 前兵ノ任務ハ

問 尖兵ヲ救ヒ又之ヲ收容スルヲ任トス  
答 前衛本隊ノ任務ハ

問 先進諸隊ヲ救ヒ又ハ收容シテ戰鬥ヲ保支シテ本軍ニ戰鬥準備ヲサセ  
答 ルモノデス

問 後衛本隊ニ後兵尖兵トス  
答 後衛ノ區分ハ

第七章 徴候、記号、暗号  
其一 徴候

問 徴候トハ  
答 戰場ニテ敵ノ動靜ヲ知ルコトノ出來ル証憑ヲ云ヒマス  
問 塵埃ノ正シク飛揚スルハ







其 三 暗 號  
 暗號ハ互ニ識リ合フ相言ニシテ要塞ノ戰ノ片用フルモノナリ故ニ敵ニ知  
 ラレザル如ク用填スベシ  
 暗號ヲ用フルニハ「止レ」「誰カ」「暗號ニ進メ」「例ヘバ」「義經」「吉野」ト云フ  
 義經ハ人名吉野ハ地名ナリ

第八章 宿 營

宿營トハ軍隊ノ一地ニ宿泊休憩スルヲ云フ  
 宿營ニ三種アリ合營ト露營ト村落露營ナリ  
 合營トハ軍隊人家ニ宿泊スルヲ云フ  
 合營ニ二種アリ尋常合營 警急合營ナリ  
 尋常合營ハ敵ト遠隔テアル片休養ノ爲沿道ノ人家ニ泊ルモノナリ  
 尋常合營ニ二種アリ給養ノ仕方ニテ區別ス甲ハ舍主炊爨乙ハ部隊自炊ナ  
 リ甲ハ宿主ヨリ食物ヲ調シテ出スモノ乙ハ軍隊が自カラ食事ヲ調理ス

ルモノナリ  
 警急合營トハ敵ト近接シアル片嚴重ナル戰備ヲナシツ、合營スル者ナリ  
 露營トハ全ク露天ニテ夜ヲ明カスカ又ハ急造掩屏内ニ宿スルヲ云フコレ  
 ハ敵ニ近接シ一寸モ油斷ノデキヌ時又ハ合營スベキ人家ナキトキ用フ  
 村落露營トハ合營スベキ人家ノ不足トキ半分ハ合營シ半分ハ露營スルヲ  
 云フ  
 舍營ニ就キタルトキ兵卒ハ武器被服ノ手入ヲ整頓ナシ常ニ不時ノ事變ニ  
 應ズル用意ヲ怠ルベカラズ  
 警急合營ニ於テ兵卒ハ服裝ヲ亂サズ背囊銃器ヲ身邊ニ置キ眠臥シ窓戶ヲ  
 明ケ各家屋ニ兵卒一名点火シテ警戒ス  
 警急集合所トハ合營中不時ノ事變生ラタル片速ニ集合場所ヲ云フ  
 露營ニテ兵卒ハ露營ノ設備及雜役ニ従事スル間ハ敬禮ヲ行ハズ若シ上官  
 ヨリ呼バル、片ハ直立シテ答ヲナス  
 露營中呼集アル片ハ武器ヲ携フルコトナク集合場ニ出ツ



露營中警報アルハ速ニ武装シ及銃ノ所ニ集リ命令ナケレバ銃ヲ解カズ

第九章 射撃學ノ摘要

歩兵ハ村田銃ヲ以テ彈丸ヲ發射シ敵ヲ打殺スガ第一ノ務ナリ夫レ故ニ兵卒ハ射撃ニ下手ナルノハ何ヨリノ耻トナルモノナリ射撃が上手ニナルニハ左ノ學科ヲ善ク理解シ平常ノ豫行演習ニ念ヲ入レ實彈ヲ射ツトニ空デ撃タナイ様ニセナケレバナラヌ

問 彈道トハ如何ナルモノカ

答 彈丸ノ通ル曲線ヲ申シマス其形ハ石ヲ抛ゲタトキ石が高ク上へア

問 ガリテ下へ落ルト同様ナ形ヲナスモノデアリマス

問 照準機トハ何カ

答 照星ト照門ヲ申シマス

問 照門ハ何ノ爲メニスルカ

答 銃口ヲ上ゲタリ下ゲタリスルモノデアリマス銃口が上レバ彈丸ハ遠

クヘ飛デ行クモノデアリマス

問 照準線トハ

答 照門ノ正中ヨリ照星頂ヲ見出シタ線デアリマス

問 物ヲ照準スルトハ如何ニナツタノチ云フカ

答 物ノ下際ト照星頂ト照門ノ正中が一ツ處ニ見ユル様ニナツタノチ申シマス

問 照星チ多ク見出ストハ彈着ハ何處へ行クカ

答 照星チ澤山見出ストハ彈着ハ視フタ處ヨリ上ニ行ク

問 上ニ行ク理ハ照星チ澤山見出セバ銃口が上ルカラデス

問 照星チ少ク見出セバ彈着ハ

答 彈着ハ下リマスナゼナレバ照星チ低ク見レバ從テ銃口が下ルカラデアリマス

問 銃身が右ニ傾タトハ彈着ハ

答 右ノ下へ行キマス右へ行ク譯ハ銃身が右へ曲レバ銃口ハ視タ方ニハ



問 向ヒテ居ラナイデ右ニ向ヒテ居リマスカラデス下へ行ク譯ハ例へバ  
 一寸ノ棒ヲ真直ニ立テルトキハ其高サハ一寸アルケレ曲ケテ立テ  
 ルトキハ其高サハ一寸無イト同シ事デ照尺ハ高ク掛ケテモ其實低  
 イト同シソレ故下リマス  
 銃ガ左へ傾タ片ハ

問 左下へ行キマス

答 照星ガ通常ノヨリ低ケレバ彈着ハ

問 上リマス何故ナレバ通常ノ照星デ照準フトキヨリカ銃口ヲ上ゲ子バ

答 ナラナイカラデス

問 照門ノ右ヨリ照星ヲ見出シタ片ノ彈着ハ

答 右へ行キマス

問 照門ノ左ヨリ照星ヲ見出セバ

答 左ノ方へ行キマス  
 腔線トハ何様ナモノゾヤ

問 銃身ノ内ニ穿ツタ溝ヲ申シマス之レハ彈丸ニ自轉動ヲサセル爲メデ  
 アリマス

問 風ガ右ヨリ來レバ

答 左ノ方ニ行キマス之ハ風ノ爲ニ左へ彈丸ガ吹キ飛サル、カラデス

問 風ガ左ヨリ來レバ

答 右方へ行キマス

問 風ガ前ヨリ吹ケバ

答 彈丸ハ下リマス之ハ風ノ爲ニ彈丸ノ勢ガ弱クナルカラデス

問 風ガ後ロカラ吹ケバ

答 上リマス之レハ彈丸ガ風ニ吹キ送ラル、カラデアリマス

問 風ガ斜右前カリ吹ケバ

答 彈丸ハ左下へ行キマス之ハ横ヨリ來ル風ト前ヨリ來風ガ一所ニクル

問 ト同シ理由ニナルカラデアリマス

問 風ガ斜左ノ後ヨリ吹ケバ



問答

右側ニ行キマス

太陽が射手ノ右側ニアツタハ

右側ニアレハ左へ行キマス是ハ太陽ノ光リテ照星ノ右側ト照門ノ左

側トが光リマシテ實物ヨリ大キク見エマス此大キク見ユル儘照準

シマスレハ照準ハ善ク出來タト思フテモ本當ノ照準線(即チ銃口)

ハ左ノ方へ着テ居マス夫レ故左ニ行クノデス

問

太陽ガ左側ニアレハ

問

彈丸ハ右へ偏避マス(其理由ハ前ト反對)

問

太陽直上ニアレハ

問

彈丸下ル

問

氣候ガ暑熱ノハ

問

彈丸ハ上リマス之ハ空氣ガ膨脹シテ稀薄トナリ彈丸ニ抵抗スル力ガ

問

弱クナルカラデアリマス  
寒氣強キトキハ

問

下リマス(其理由ハ暑氣ト反對ナリ)

問

雨ヤ雪ノハ

問

下リマス其譯ハ空氣ガ重イ爲彈丸ノ勢ガ弱クナルカラデアリマス

問

彈着ニ偏避ガデキタハ之ヲ修正スニハ

問

彈丸着タノト反對ノ處ヲ照準シマス

問

目標ノ下線ヲ視フハ何故ナリヤ

問

銃ノ動揺ニヨリ銃口デ目標ヲ隱スガアリマス故下際ヲ視へハ其ノ

問

氣支ハアリマセヌト照準ヲ精確スルタメデアリマス

問

右手ニテ銃把ヲ堅ク握ルハ何故カ  
發射ノ時食指ノ運動ガ右手ニ傳ハリ手カラ肩ニ傳リテ偏避ガ起ル

問

イノナイ様ニスル爲メデス

問

右肘ヲ上ルハ何ノ爲メカ

問

肩ヲ上ニ擧テ照準線ヲ眼ノ高サニヤル爲メデス  
左手ニテ銃ノ重点ヲ握ルハ



答 發射裝填ノ爲メノ疲勞ヲ減ラヌ爲メデス  
 問 兩手ヲ以テ始終銃ヲ肩ニ固ク着ケルハ  
 答 容易ク反撞ニ堪ユ又銃ヲ確カリ持タセンガ爲メデス  
 問 膝射ノ姿勢ニテ左脚ハ眞直ニセザルベカラズ其譯ハ  
 答 左足ガ前ノ方ニ傾クキハ身体モ前ニ曲リ照準ノ姿勢ガ惡クナル  
 問 左脚ガ後方ニ傾ケハ反撞ヲ支フルコトガ出來ナイカラ眞直ニセナケレ  
 答 ハナラヌ

第十章 距離測量

問 一米突トハ日本ノ何尺アリヤ(一千米突ハ一吉羅米突ト云フ)  
 答 三尺三寸ナリ  
 問 十珊知トハ(一デシメートル)  
 答 一米突ノ十分一デス則チ日本ノ三寸三分デス  
 問 一珊知トハ(十ミリメートル)

答 日本ノ三分三厘デス  
 問 距離測量ニ幾種アルカ  
 答 三種アリ其一步測其二目測其三音響測量デアリマス  
 問 歩測法ハ  
 答 此處ヨリ向マデノ間ヲ歩ンダ足ノ數ヲ測リマスモノデス  
 但シ復歩ヲ用ユルヲ良トス(復歩ハ一二足歩ミタルチ一復歩トス)  
 問 汝ハ百米突ヲ何復歩ニテフムヤ  
 答 何十何歩デス  
 問 目測法ハ  
 答 物ノ能ク見ユルノト朦朧トスルノト又其大ト小トチ比ベテ測リマス  
 問 百米突ノ距離ニ在テ兵卒ノ見ヘ方ハ  
 答 鈕卸ヤ人相ヲ見分ルコトガ出來マス若シヨク知テ居ル人ナレバ誰ダト  
 問 云フコトガ分リマス  
 答 二百米突ニテハ



答 顔ハ唯ダ白紙ノ様ニ見エマス斗リテ口ヤ鼻ガ分リマセヌ  
 問 三百米突ニテハ  
 答 頭ト胴トヲ見分クルコトガ出来マス  
 問 四百米突ニテハ  
 答 頭ヲ見ルコトハ出来ナイケレモ其両臂ハ之ヲ認ムルコトが出来ル  
 問 五百米突ニテハ  
 答 一人ノ進ンデクルカ向ヘユクカ又ハ運動ヲ見分ルコトが出来ル  
 問 六百米突ニテハ  
 答 進退ハヨク分ラナイケレモ銃器ノ持方ヲ見分ルコトが出来ル  
 問 照星ニテ立姿兵(一米突六十)ヲ全ク隠スコトノデキルハ幾何ノ距離カ  
 答 三百米突  
 問 照星ニテ孤立ノ騎兵ヲ全ク隠スコトハ  
 答 四百五十米突  
 問 太陽ニ向ヒテ物ヲ見ルコトハ

答 距離ガ遠ク見エマス之レハ物がハツキリト見エナイカラテス  
 問 太陽ヲ背ニシテ物ヲ見ルコトハ  
 答 距離ハ近ク見エマス之レハ物がハツキリト見ユルカラテス  
 問 馬首或ハ步兵手足ノ運動ヲ認ムルハ幾何距離カ  
 答 八百米突迄トス  
 問 音響ニ依リ距離ヲ量ルノハ何テヤルカ  
 答 口誦節調ト云フモノテ量リマス  
 問 口誦節調ノ速度ハ  
 答 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十トノ間三秒ニ十丈ケテ數ヘマス  
 問 口誦節調ニ依テ距離ヲ測ルハ  
 答 硝煙ヲ見ルト直グニ口誦ヲ始メマシテ音ノ耳ニ届クト口誦ヲ止メ其  
 問ニ數ヘタ節調ノ數ニ依テ之ヲ知リマス例ハ五マテ言フタレバ五百  
 米突テアリマス  
 問 節誦數ノ數十ヲ越ルコトハ



答 別ニ又一ヨリ始ノマス夜ナレバ銃カタ出ル火光ヲ見テヤリマス

第十一章 定 語

問 縦隊トハ

答 兵隊ノ諸隊前後ニ重ナルヲ申シマス例ハ中隊縦隊ヤ側面縦隊ノ

様ナモノナリ

問 先頭トハ

答 隊ノ先頭ヲ云フ

問 後尾トハ

答 隊ノ後尾ヲ云フ

問 横隊トハ

答 兵隊ノ諸部隊重ナラズニ左右ニ並ブヲ申シマス

問 右翼トハ

答 隊ノ右端ヲ申シマス

問 左翼トハ

答 隊ノ左ノ端ノ方ヲ申シマス

問 正面トハ

答 兵隊ヲ以テ占領ル真正面ヲ申シマス

問 側面トハ

答 兵隊ノ居ル左側又ハ右側面ヲ云フ

問 間隔トハ

答 左右ノ隔タリヲ申シマス例令ハ二兵卒又ハ二ツノ隊ノ側ノ離リノ様

ナモノデアリマス

問 距離トハ

答 前後ノ隔リヲ申シマス例ハ二部隊ノ間及ビ二列ノ隔リノ様ナモノ

デアリマス

問 想像敵トハ

答 敵ノ居ル處ヤ兵ノ數ヲ只想像スル者ヲ申シマス





問 假設敵トハ

答 敵兵ヲ擬スルニ寡少ノ兵ヤ旗ヲ以テスルモノヲ云フ

問 實設敵トハ

答 兩方トモ同シ兵ノ數デ對抗運動スルモノヲ云フ

第十二章 歩兵工作摘要

問 歩兵ノ持ツ器具ノ種類ハ

答 方匙、小十字鋸、手斧、關節鋸デアリマス

問 持シ器具ノ外ニ歩兵ノ使フ器具ハ

答 大隊ニ馱載器具ト云フガアリマス夫レハ馬ニ馱ケテ輸ブ者テス

問 馱載器具ノ種類ハ

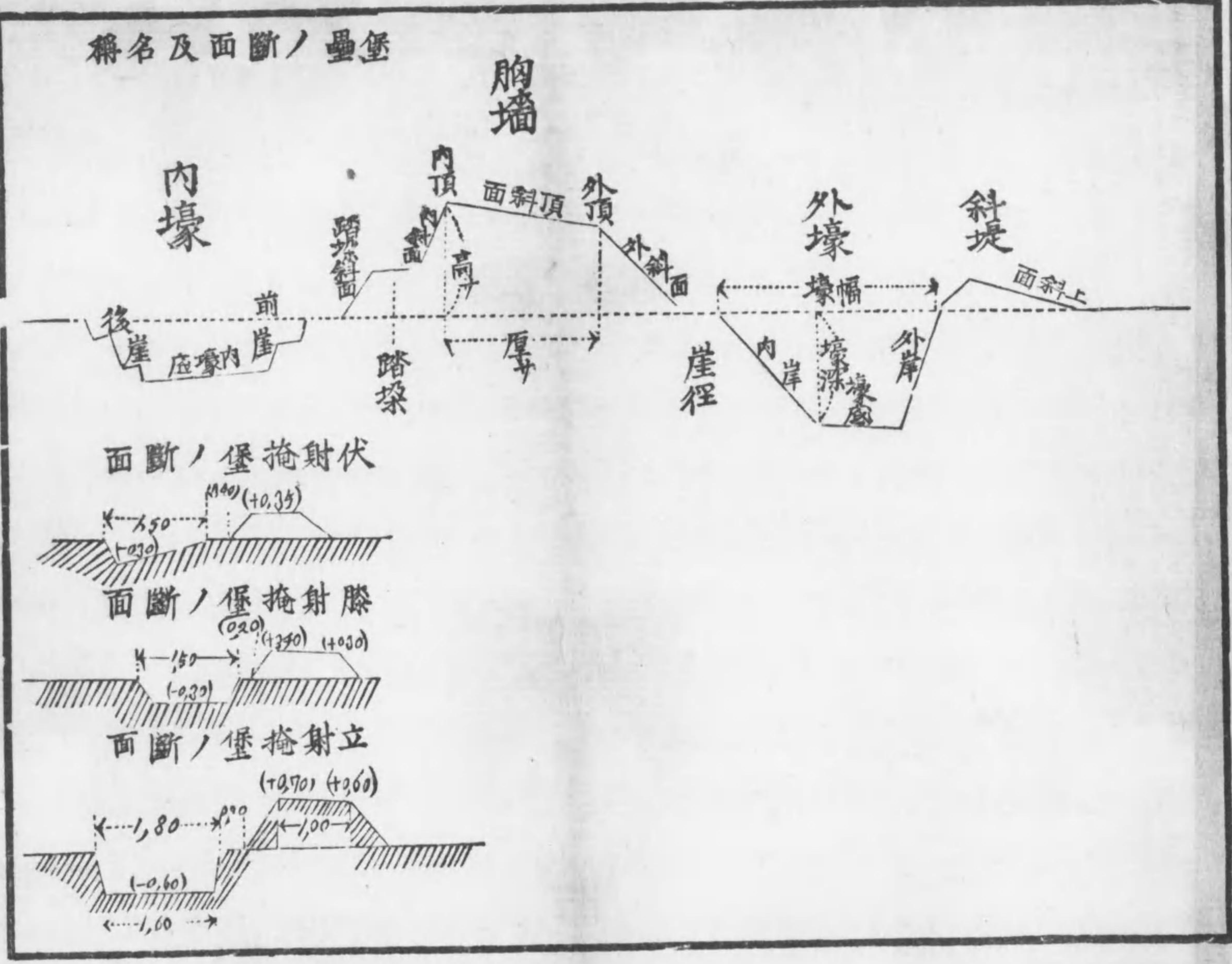
答 圓匙、十字鋸、斧デアリマス

問 歩兵中隊ニ在ル器具ノ數ハ如何

答 方匙六十五小十字鋸十三手斧六關節鋸四

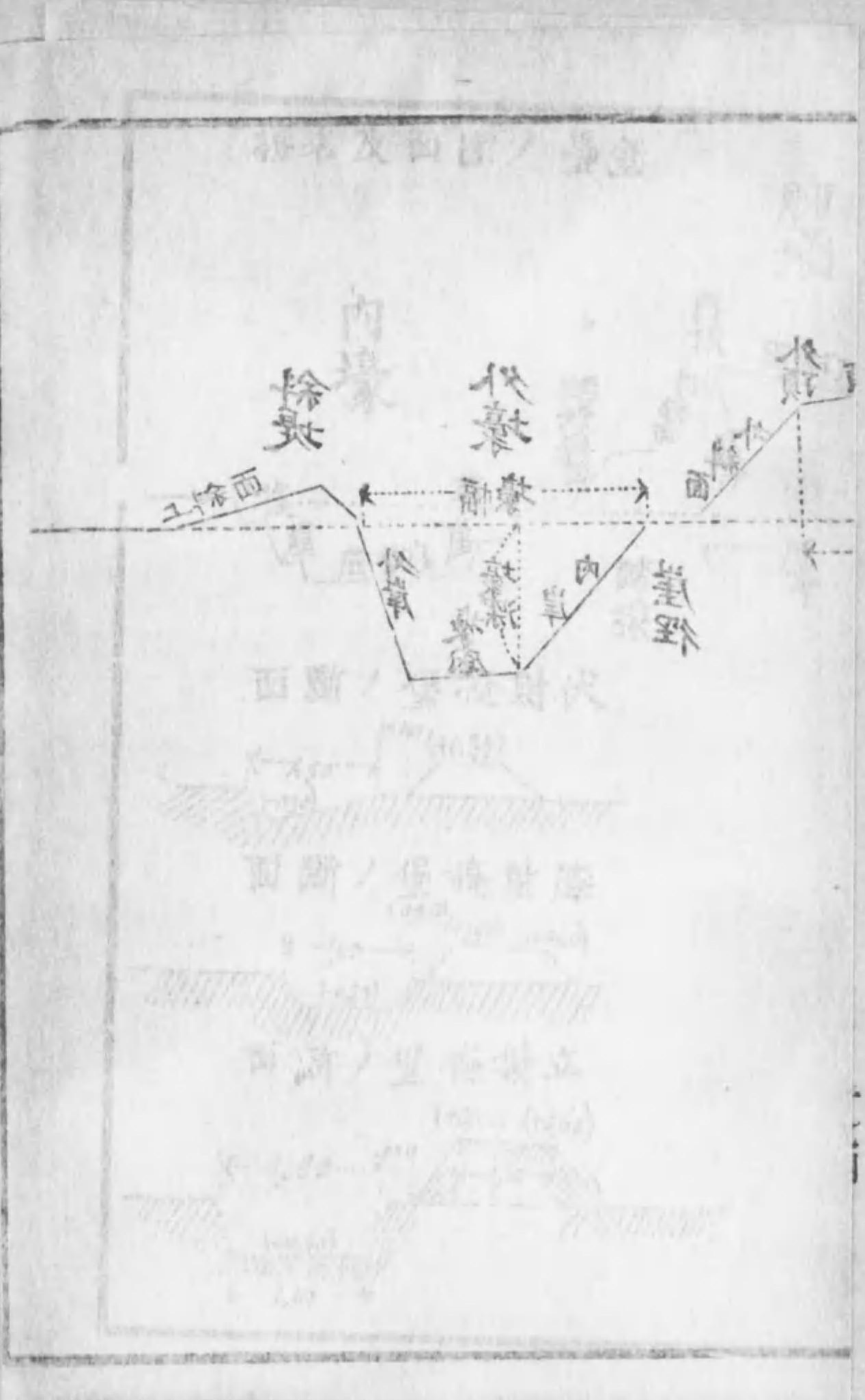


壘堡ノ断面及名稱



- 問 歩兵ノ持ツ器具ノ種類ハ
- 答 方匙、小十字鋏、手斧、關節鋸デアリマス
- 問 持シ器具ノ外ニ歩兵ノ使フ器具ハ
- 答 大隊ニ駄載器具ト云フガアリマス夫レハ馬ニ駄ケテ輸ブ者テス
- 問 駄載器具ノ種類ハ
- 答 圓匙、十字鋏、斧デアリマス
- 問 歩兵中隊ニ在ル器具ノ數ハ如何
- 答 方匙六十五小十字鋏十三手斧六關節鋸四





問

携帶器具ノ附ケ方ニ一ツアリ如何  
一ツハ背囊ニ附ケ一ツハ帶革ニ附ケマス

(但シ帶革ニ着ケルノハ敵  
ニ近イテ作業スル時テア  
ス)

問

掩堡トハ如何ナルモノテ其種類ハ  
身体ヲ蔽クシテ敵ヲ充分ニ射撃ナスル爲メノモノテアリマシテ伏射  
掩堡、膝射掩堡、立射掩堡ノ三ツアリマス

問

掩堡ハ大砲彈ニ抵抗シ得ルヤ  
小銃彈ニ抵抗シ得ルモ大砲彈ニハ抵抗スルコト能ハズ

問

大砲彈ニ抵抗シ得ルモノアリヤ  
強硬掩堡及ビ急造野堡ノ如キモノテアリマス

問

馱載器具ヲ使フテノ作業スル片工場ノ長サハ  
四米突ニテ圓起三個ト十字鉄一個ノ鉄ノ所ノ長丈テアリマスコレヲ  
四人ニテ堀リマス

問

携帶器具ヲ使フ片一人堀ル幅ハ



答 一米突ニシテ方匙二倍テアリマス  
 問 天然鹿柴トハ  
 答 木ヲ其場所テ伐リ倒シテ障礙物トスル者ナ云マス  
 問 人造鹿柴トハ  
 答 鹿柴ヲ造ル所ヘ木ヲ運ンテ設ケタル者ナ云ヒマス  
 問 樹枝鹿柴トハ  
 答 少サイ木ノ幹ヤ大キイ木ノ枝ヲ以テ造タ者ナ云ヒマス  
 問 鹿柴ハ何ノ用ナルカ  
 答 道ノ上ヤ壕ノ向ヒノ岸ニ置キ敵ノ運動ヲ邪魔スルモノテアリマス  
 問 鉄條綱トハ  
 答 杭ヲ鱗次ニ植ヘ縦横ハ斜メノ向キニ鉄ノ張金ヲ緩ク張タモノナ云ヒ  
 問 マス  
 答 編條トハ  
 問 木ノ枝ヤ竹ニテ作りタ平ナル編物ナ云ヒマス

問 束柴トハ  
 答 木ノ枝ヲ取りノケタルモノ又竹ヲ纏メテ一束トシ四ヶ所ヲ結ヒタル  
 問 モノナ云ヒマス(長サハ二米突五十 徑一二十珊知米突)  
 問 堡籃トハ  
 答 小サイ木ノ枝ヤ竹ヲ以テ造リタル底ノナイ籠ヲ云ヒマス  
 問 編條束柴堡籃ハ何用ナルカ  
 答 急ナ所ヤ道ノ修理ヤ又橋ヲ架ケル等ニ用ヒマス

第十三章 傳令使ノ心得

命令及報告ヲ傳フル兵ハ○出發前之ヲ復誦シコレヲ傳フル兵ハ修飾ヲナ  
 シテハナリマセヌ何故ナレバ口上ノ誤ハ全軍ノ敗北ヲ來ス原因ト  
 ナレバナリ  
 筆記ノ命令及報告等敵ニ奪ル、恐アル兵ハ○上衣ノ適宜ノ處ニ縫込殊ニ  
 銃腔内ニ入ル、ナ可トス



使者上官ニ遇フハ○敬禮ヲ要セズ  
 命令ノ傳ヘ方ハ○必ズ冒頭ニ何官殿何官ノ命令ト云ヒ其命令ヲ陳ベマス  
 又單ニ何官ノ命令トモ申スエトモアリマス  
 筆記ノ命令報告ヲ持テ行クハ○袋ノ(十)(十)(十)(十)ノ印ニ就テハ○袋ノ(十)(十)(十)(十)ノ印ニ注意ス其(十)ハ速歩(十)ハ速歩ト驅歩(十)(十)ハ驅歩ニテ  
 行クベキモノナリ  
 徒歩傳令使ハ○注實敏捷ニシテ脚力強キヲ要ス  
 報告ヲナスニ右左前後此方彼方ノ用ヒ方ハ○常ニ之ヲ用ヒマセン東西  
 南北ト云ヒマス  
 右側左側右翼左翼ノ語○敵ニ向テ云ヒマス

# 附錄

## 第一款 野外要務令摘要

軍ノ主トスル所ハ戰鬪ナリ故ニ ○凡百ノ事皆戰鬪ヲ以テ基準トナス全  
 軍ノ獨立ハ其軍各分子ノ獨立ニアリ他ヲ補助セズ又補助ヲ受ズ各隊各  
 人皆自ラ其任ノ在ル所ヲ盡シ而シテ後全軍ノ一致協同得テ期スベキナリ  
 今日ノ軍制兵器歐洲諸國ニ倣フモ亦形而下ノ物ニ過ギズ皆頼ムニ足ラズ  
 然ルニ此ニ一ノ頼ムベキモノアリ ○軍人精神即チ我固有ノ日本魂ア  
 リ武士道アリ  
 全軍ノ名譽ヲ宣揚スルニハ ○上將校ヨリ下一卒ニ至ル迄常ニ名譽心ヲ  
 保有シ部下ハ上官ノ名譽ノ爲メ上官ハ部下ノ名譽ノ爲メ互ニ相助ケ相  
 成シテ以テ全軍ノ名譽期スベキナリ  
 軍人ノ尤モ禁止スベキ者二アリ ○曰ク爲サ、ルナリ曰ク遲疑スルナリ  
 演習ノ目的及利益ハ ○技藝ヲ巧ニシ膽氣ヲ壯ニス



軍人必須ノ性質ハ ○艱苦缺之ニ耐ヘ且之ニ克ツニアリ  
 師團ノ編成 ○通常師團司令部歩兵二旅團騎兵一聯隊野戰砲兵一聯隊工  
 兵一大隊並ニ大小架橋縱列各一個彈藥縱列一大隊輜重兵一大隊及野戰  
 衛生部ヲ以テ編成ス師團獨立スルハ之ニ野戰電信隊及兵站部ヲ屬ス  
 報告ヲナスニハ ○報告者自ラ目撃セシトト他人ノ見聞セシトト他人ニ  
 問フテ得タルトト又唯推測ニ係ルトト判然區別スベシ  
 傳令騎兵トハ ○命令報告ノ傳達ノ爲メニ附屬セル騎兵ナリ  
 徒歩傳令使ニハ ○脚力強健性質敏捷ナル下士卒ヲ要ス  
 斥候ハ ○剛膽ヲ要スト雖モ亦不意ノ危害ヲ豫防スルトヲ忘ルベカラズ  
 故ニ人民ニ敵意アル地方ニ於テハ大ナル住民地ヲ再ビ通過セズ又村落  
 ニハ長ク躊躇スベカラズ  
 警戒隊トハ前衛側衛後衛等ヲ云フ其任務ハ ○全軍ノ爲メ不意ノ襲撃ヲ  
 豫防シ本軍ヲシテ必要ノ命令ヲ下シ且之ヲ實行スルノ時間ヲ得セシム  
 ルニアリ

前衛ノ任務ハ ○本軍ニ展開ノ時間ヲ與ヘ且僅少ノ障礙ヲ除去シ以テ本  
 軍ノ行進ヲシテ滯滞ナカラシムルニアリ  
 側衛ハ ○時ノ形勢ニ應ジテ前兵或ハ前衛本隊ヨリ分遣シ或ハ直チニ本  
 隊ヨリ分遣ス  
 前哨本隊ニ在ル兵卒ハ ○通常背襲ヲ卸ス其他本隊ノ全部若クハ其一部  
 又銃線ノ側ニアルメキカハ前哨司令官ノ定ムルモノナリ  
 前哨中隊ニハ特別ノ番号ヲ附スルトナク ○各其中隊ノ番号ヲ稱スルモ  
 ノトス  
 前哨中隊ハ ○背襲ヲ卸ス然レモ其一部ハ常ニ又銃線ノ側ニ在リテ戰備  
 ヲ怠ルベカラズ而シテ任務ノ爲メカ又ハ上官ノ許可ナクシテ其位置ヲ  
 離ル、ヲ許サズ  
 特別ニ重要ナルカ或ハ甚ダ危殆ノ地及查哨ニハ ○必ズ下士哨ヲ用フ  
 小哨ノ又銃ハ ○歩哨ノ交代兵中同時ニ交代スベキ者及各斥候毎ニ之ヲ  
 爲シ以テ他ノ者ニ拘ラズ之ヲ取リ得ベカラシム



小哨ノ兵ハ ○小哨長ノ命令ニ依リ背囊ヲ卸ス然レモ彈藥盒及水筒ハ各自  
 自身体ニ纏フメシ任務ノ爲メカ或ハ許可ナクシテ小哨ヲ離ルベカラズ  
 歩哨特別守則 ○歩哨ノ番號隣歩哨ノ位置及其番號查哨小哨中隊ノ位置  
 此各位置ニ至ル捷徑 前方ニ進メタル部隊ノ位置 監守スベキ區域及  
 敵情 目ニ觸ル、村落等ノ名稱 其他銃ノ携方 隣歩哨トノ連絡ノ仕  
 方 背囊ヲ卸スベキカ否 喫烟ハ如何等トス  
 斥候勤務ニ要スル所ノ性質四アリ ○慧敏熱心沈着剛膽是レナリ蓋シ慧  
 敏ナル者ハ未ダ知ラザルノ地ニ於テ能ク其地形方位及道路ヲ知り熱心  
 從事スル者ハ久シキニ耐ヘ勞ヲ覺エズ沈着及剛膽ナル者ハ不意ノ事ニ  
 驚カズ如何ナル危険ニ際スルモ猶能ク脱逸ノ方法ヲ求メ得ルモノナリ  
 獨立下士哨トハ ○小哨ノ小ナルモノニシテ其任務及動作モ亦小哨ト同  
 一ノ原則ニ從フモノトス此下士哨ハ歩哨線前ニ出シ主要ナル地点ヲ固  
 守スルコトアリ  
 行李ニ大小二種アリ ○大行李トハ宿營間必要ノ物品ニシテ小行李ハ戰

團間必要ノ物品ヲ云フ

步兵一大隊ノ小行李ハ ○副馬二頭 衛生材料駄馬一頭 彈藥駄馬十六  
 頭 彈藥駄馬一頭ニ二箱ヲ駄載シ一箱ノ彈數ハ一千五百發宛 其彈數  
 ハ四萬八千發ニテ一銃ニ付五十餘發デアリマス 器具駄馬二頭  
 步兵大隊ノ大行李ハ ○荷物駄馬九頭 炊具駄馬八頭 糧秣駄馬十三頭  
 豫備駄馬二頭  
 彈藥縱列トハ ○歩兵砲兵ノ豫備彈藥ヲ運搬スルモノヲ云フ而シテ彈藥  
 縱列一大隊ハ歩兵彈藥二縱列 砲兵彈藥三縱列ヨリ成ル 歩兵二縱列  
 ノ有スル彈藥ハ百十萬四千發トス  
 糧食縱列トハ ○軍隊ノ携行糧食ヲ運搬スルモノニシテ各兵ニ三日分宛  
 供用セシメ得メシ  
 大小架橋縱列トハ ○工兵隊ノ架橋材料ヲ運搬スルモノニシテ小架橋縱  
 列ハ巾二米突五十長三十六米突ノ架橋ヲナシ大架橋縱列ハ長九十六米  
 突ノ橋ヲ架シ得メシ



人馬ノ給養法ニ五種アリ ○宿舍給養 倉庫給養 携帶糧秣給養 縦列

給養 徵發給養是ナリ

戦時出戦軍ニ属スル兵卒一日ノ食量ハ ○精米六合食糧或ハ梅干及魚菜

若干トス

軍隊ノ携行糧食ハ ○携帶口糧二日分 大行李一日分 縦列三時分合セ

テ六日分トス

携帶口糧トハ ○軍隊屯營チ出發スル時ヨリ各人豫備糧食トシテ携帶ス

ベキ者ニシテ其糧二日分精三合食糧若干トス又時トシテ之ニ代フルニ

乾麵包或ハ精米チ用ユルコトアリ此口糧ハ非常ノ場合ト全ク他ニ給養法

ナキ時ノミニ非バ之チ用フル能ズ若シ此禁ヲ犯ス者ハ嚴罰ニ處セラル

各隊ニ衛生勤務ノ人員即チ ○軍醫看護長看護手ヲ備フ其他中隊ニ補助

擔架卒アリ

補助擔架卒ハ戦闘ヲ閉クマデ中隊ノ列中ニアリ假繙帶所チ設クルル命令

ニ依リ勤務ニ従スルモノトス

繙帶所ノ標示ハ ○赤十字ノ標旗ヲ植テ(外征ニ在テハ國旗ト共ニ)夜間

ハ更ニ赤色ノ燈ヲ掲ク

赤十字社トハ ○文明諸國會盟シ戦地ニ於テ患者ヲ救護スルノ方法ヲ定

メ彼我ノ別ナク殘酷ノ取扱チナサ、ルノミナラズ傷病者ヲ救助スル人

員及器具ニ對シテハ互ニ保護ノ義務ヲ盡スコト盟約シタル結社チ云フ

赤十字社ノ標章ハ ○白地ニ赤十字ヲ識セルモノナリ

### 赤十字社條約解釋

往昔ハ戦争トイハ敵チ殲シ財産ヲ掠メテ尙ホ飽クコト無カリシガ人智  
開ケ法律整ニ隨テ戦争ノ主義モ亦共ニ改マリ敵ト雖モ我ニ抗敵ノ心ヲ減  
シ其力ヲ失ヘバ即チ之ヲ敵視スル事ナシ故ニ彼我對戦スルモ彼ニ於テ兵  
器ヲ棄テ又ハ抗敵ノ状態ヲ止ムル時ハ則チ之ヲ敵ト看做サ、ルチ法トス  
是ニ於テ文明諸國盟約シ戦地ニテ互ニ患者負傷者並ニ病者ヲ救助スル方法  
ヲ定メ其同盟ノ國々ハ相互ノ間不幸ニシテ戦争ヲ開キ軍人傷チ受ケ敵地  
ニ在ル事アルモ殘酷ノ扱チ受ケズ却テ其尊敬救護ヲ受ルニ至レリ我



皇帝陛下ハ我軍人軍属ヲシテ此幸福ヲ享ケシメントノ 聖慮ヨリ遂ニ昨年六月五日ヲ以テ此條約ニ同盟アラセテ我政府ハ昨年十一月十五日ヲ以テ全國ニ其勅令ヲ公布シタリ實ニ我軍人軍属ノ一大幸福ニシテ我國ノ品位ヲ進メタルコトモ亦大ナリト謂フベシ 軍律整ハズ文明ノ程度低ク殺トスル未開國ノ如キハ此赤十字ノ盟約ニ入ル事ヲ許サレズ然レバ敵ニ於テ我患者ヲ扱フコト此ノ如クナレバ我モ亦其心得ナカルベカラズ若シ此心得ナク萬一此條約ニ反ケル行爲アル時ハ畏クモ

皇帝陛下ノ至仁至慈ナル 聖慮ニ乖キ國ノ品位ヲ墜スノミナラズ自己ノ身ニ自ラ刀ヲ加フルニ齊シキ道理ナレバ深ク慎ザル可ラズ扱其心得トテハ前ニ述タルコトヲ心ニ銘シ即チ相戦フモ敵已ニ抗戦スル力ナキ時ハ決シテ之ヲ敵ト視ルベカラズ例令ハ戰酬ニシテ互ニ接戦奪鬪スル中敵我爲ニ傷ケラレ兵器ヲ棄テ退カバ復ビ之ニ兵器ヲ向ケズ又ハ我兵敵陣ヲ破リ其敗走スル者ヲ追撃スル時敵若シ患者ヲ遺シテ退カバ其患者ニハ銃劍ハ勿論侮辱ヲモ加ヘズ且ツ之ニ向テ互ニ軍人タルノ禮義ヲ正クシ尊敬ノ意

ヲ表スベシ又醫官看護長卒及ビ擔架卒ハ此等ノ患者ヲ見バ速ニ之ヲ救助運搬シ彼我ノ別チ無ルベシ此心掛ハ唯ニ交戦中ノミニ非ズ進軍又ハ退軍ノ時ニテモ總テ赤十字ノ標章アルモノニハ特ニ此尊敬保護ノ意ヲ忘ルベカラズ故ニ凱旋ノ際ナド渡船場停車場等ニ於テ夥多ノ軍人集ル時先ヅ患者ヲシテ第一ニ其場所ヲ通過セシムル等皆此意ニ基ク者ナリ  
此條約ニ同盟シタル國ハ患者ヲ救護スル爲ニ設クル人員家屋器具ニハ赤十字ノ標章ヲ附ケ此赤十字ノ標章アルモノハ惣テ局外中立ノ待遇ヲ受クルモノトス局外中立トハ敵ニモアラズ身方ニモアラズ全ク彼我ニ關係ナキ者ヲ謂フナリ

此赤十字ノ標章ノ原由ハ最初此條約ヲ締結セシ場所瑞西國ヤエチーヴ府ナリシヲ以テ其國ノ旗章ニ象ドリ 瑞西國ノ旗章ハ赤地ニ白ノ十字ナリ故ニ此社及ビ此條約ニ名ヅクルニ皆十字ヲ以テスルニ至レリ  
此赤十字條約ハ西曆千八百六十四年即チ我が元治元甲子ノ年八月ニ瑞西國ヤエチーヴ府ニ於テ瑞西等十二ヶ國ノ會議ニテ成立シ赤十字社ヲ同府



ニ置キ他ノ同盟各國ニ各支社ヲ設ケタリ  
 戰時人員並ニ物件ニ附スベキ此赤十字ノ標章ハ一定ノ軍陣ニ於テ開戦ノ  
 前ニ渡スモノトス縱ヒ軍人ノ負傷救護ニ從事スル者ナリトモ各自勝手ニ  
 之ヲ附スルコトヲ嚴禁ス若シ恣ニ此赤十字ヲ附スル時ハ此貴重ナル標章  
 ナシテ却テ無効ノモノタラシムニ至ルガ故ナリ深ク注意スベキコトヅカ  
 シ今此條約ノ趣意ヲ明瞭ナラシメン爲メ左ニ我  
 皇帝陛下ノ此條約ニ加盟シタマヒタル約定書ヲ掲ゲ其各條ノ末ニ小解ヲ  
 加ヘタル雙方ヲ參照シテ有難キ 聖意ノ程ヲ感戴スヘシ  
 夫レ己ニ我 皇帝陛下ノ加盟アラセラレタレバ即チ我全國ノ人民皆之ニ  
 加盟セシモノナリ然レバ一人モ此盟ニ背クヲ得ズ殊ニ軍人タルモノハ此  
 ノ規約ヲ一層嚴密ニ守ルヘキ責任アルモノナリ

明治二十年三月

勅令寫

朕西曆千八百六十四年戰時負傷者ノ不幸ヲ救済スル爲メ瑞西國外十一國  
 ノ間ニ締結セル赤十字條約ニ加入シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年十月二十五日

|        |    |      |
|--------|----|------|
| 内閣總理大臣 | 伯爵 | 伊藤博文 |
| 外務大臣   | 伯爵 | 井上馨  |
| 陸軍大臣   | 伯爵 | 大山巖  |
| 海軍大臣   | 伯爵 | 大山巖  |

西曆千八百六十四年八月二十二日瑞西ヤチーヴ府ニ於テ

瑞西國外十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約加盟書

日本皇帝陛下ハ軍隊出陣負傷者ノ狀體改良ノ件ニ關シ千八百六十四年八  
 月二十二日ヤチーヴニ於テ瑞西聯邦ハート大殿下、白耳義皇帝陛下、  
 一、抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、佛蘭西皇帝陛下、ヘッス太公殿下、伊